

# 那 霸 市 公 報

第 1 6 3 6 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇規 則◇

- 那 霸 市 道 路 附 属 物 自 動 二 輪 車 駐 車 場 条 例 施 行 規 則 (道 路 管 理 課) ..... 1605
- 那 霸 市 契 約 規 則 (契 約 検 査 課) ..... 1607
- 那 霸 市 公 設 市 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (な は ま ち な か 振 興 課)  
..... 1625
- 那 霸 市 民 会 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (文 化 振 興 課) ..... 1661
- 那 霸 市 国 民 健 康 保 険 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (国 民 健 康 保 険 課)  
..... 1668
- 那 霸 市 ぶ ん か テ ン ブ ス 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (商 工 農 水 課)  
..... 1674
- 那 霸 市 中 心 商 店 街 に ぎ わ い 広 場 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (な は ま ち な か  
振 興 課) ..... 1676
- 那 霸 市 伝 統 工 芸 館 条 例 施 行 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (商 工 農 水 課) ..... 1678
- な は 産 業 支 援 セ ン タ ー 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 (商 工 農 水 課) ..... 1680
- 那 霸 市 建 設 工 事 執 行 規 則 を 廃 止 す る 規 則 (契 約 検 査 課) ..... 1682

### ◇訓 令◇

- 那 霸 市 建 設 工 事 等 競 争 入 札 参 加 者 の 資 格 等 に 関 す る 規 程 (契 約 検 査 課) ... 1683
- 那 霸 市 請 負 工 事 監 督 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 (契 約 検 査 課) ..... 1689

### ◇告 示◇

- 通 知 カ ー ド ・ 個 人 番 号 カ ー ド 関 連 事 務 の 委 任 に つ い て (ハ イ サ イ 市 民 課)  
..... 1691

○市道路線の区域変更に関する告示（道路管理課）…………… 1692

○那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱（管財課）…………… 1694

○随意契約の公表について（市民税課）…………… 1695

○平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）（国民健康保険課）…………… 1696

○平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算（第 3 号）（上下水道局企画経営課）…………… 1698

○土壌汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について（環境保全課）…………… 1699

**◇ 公 告 ◇**

○一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について（建築指導課）…………… 1701

○都市計画の図書の写しの縦覧について（都市計画課）…………… 1702

**◇ 上下水道局規程 ◇**

○那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程の一部を改正する規程…………… 1703

○那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程…………… 1705

**◇ 監査委員公表 ◇**

○平成 26 年度定期監査（工事監査）の結果について（公表）…………… 1706

○平成 26 年度財政援助団体等監査の結果について（公表）…………… 1729

---

---

**規 則**

---

---

那霸市規則第58号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那霸市道路附属物自動二輪車駐車場条例施行規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市道路附属物自動二輪車駐車場条例施行規則

## (趣旨)

第1条 この規則は、那覇市道路附属物自動二輪車駐車場条例(平成26年那覇市条例第52号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (利用の方法)

第2条 利用者は、自動二輪車の前輪を駐車機器(施錠装置を有する駐車用の機器で、駐車料金の納付により解錠することができるものをいう。)に連結し、これを施錠する方法により、自動二輪車を駐車させるものとする。

## (駐車料金等)

第3条 条例第5条第2項本文の規則で定める額及び同項ただし書の規則で定める時間は、別表のとおりとする。

## (補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、駐車場の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

## 付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

区分			金額
基本料金			1台につき1時間当たり100円(駐車場の利用を開始してから最初の1時間までに係る駐車料金は、免除とする。)
最大 料金	7時から同日19時までの間	平日	基本料金の項により算定された駐車料金の額が400円を超えるときは、400円
		平日以外の日	基本料金の項により算定された駐車料金の額が200円を超えるときは、200円
	19時から翌日7時までの間		基本料金の項により算定された駐車料金の額が200円を超えるときは、200円

## 備考

- 「平日」とは、次に掲げる日以外の日をいう。

- (1) 日曜日及び土曜日
  - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条の休日
  - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日
  - (4) 6月23日(慰霊の日)
- 2 利用時間に1時間に満たない端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
  - 3 最大料金の部に掲げる時間区分をまたがって駐車場を利用する場合の駐車料金は、当該時間区分ごとに定める最大料金の額(最大料金の額に満たないときは、基本料金の項により算定された駐車料金の額)を合算した額とする。

---

那覇市規則第59号

平成26年12月26日

公 布 済

那覇市契約規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市契約規則

那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)の全部を改正する。

## 目次

- 第1章 総則(第1条・第2条)
- 第2章 一般競争入札(第3条—第17条)
- 第3章 指名競争入札(第18条・第19条)
- 第4章 随意契約(第20条—第23条)
- 第5章 せり売り(第24条)
- 第6章 契約の締結(第25条—第32条)
- 第7章 契約の履行(第33条—第47条)
- 第8章 監督及び検査(第48条—第53条)
- 第9章 雑則(第54条)

## 付則

## 第1章 総則

## (趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるものを除くほか、本市の契約事務に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 法 地方自治法(昭和22年法律第67号)をいう。
- (2) 政令 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)をいう。
- (3) 電子入札 本市の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札をいう。
- (4) 監督員 市長から監督を命ぜられた職員又は政令第167条の15第4項の規定により監督の委託を受けた者をいう。
- (5) 検査員 市長から検査を命ぜられた職員又は政令第167条の15第4項の規定により検査の委託を受けた者をいう。

## 第2章 一般競争入札

(一般競争入札の参加資格等)

第3条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないものとする。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

2 政令第167条の5第1項及び第167条の5の2に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格は、市長が別に定める。

(一般競争入札の公告等)

第4条 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとするときは、その入札期日(電子入札にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して10日前までに次に掲げる事項を公告するものとする。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日前までに短縮することができる。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所
- (4) 入札執行の日時及び場所(電子入札の場合は、入札期間及び開札の日時)
- (5) 入札保証金(法第234条第4項の入札保証金をいう。以下同じ。)に関する事項
- (6) 最低制限価格を設けるときは、その旨
- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 電子入札の場合は、その旨
- (9) その他入札に関し必要な事項

2 前項の場合において、建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事に係る請負契約にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条第1項の規定に適合する見積期間を、入札期日の前日から公告するまでの間に設けて行わなければならない。

(入札保証金)

第5条 政令第167条の7第1項の規定により規則で定める入札保証金の額は、入札金額(単価による入札にあつては、入札金額に予定数量を乗じて得た額)の100分の5

以上に相当する額とする。

2 入札保証金は、入札執行前に納付させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第6条 政令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、国債及び地方債のほか、次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (3) 市長が确实と認める社債
- (4) 銀行又は市長が确实と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (5) 銀行又は市長が确实と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形

2 前項の担保を提供させる場合において、当該担保が記名証券であるときは、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。

(担保の価値)

第7条 前条第1項の担保の価値は、次の各号に掲げる担保の区分に応じ、当該各号に掲げる額とする。

- (1) 国債及び地方債 額面金額(発行価額が額面金額と異なるときは、発行価額)
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げるもの 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の8割に相当する金額
- (3) 前条第1項第4号に掲げるもの 小切手金額
- (4) 前条第1項第5号に掲げるもの 手形金額(その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額)

(入札保証金の免除)

第8条 市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第3条第2項の規定により市長が定める資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項第1号の規定により入札保証金の納付を免除するときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金の返還)

第9条 納付された入札保証金は、入札が終了したとき、又は入札を中止したときは、これを返還する。ただし、落札者の入札保証金は、当該落札者が契約を締結した後返還するものとする。

2 落札者の入札保証金は、契約保証金(法第234条の2第2項の契約保証金をいう。以下同じ。)の一部に充当することができる。

3 入札保証金には、利子を付さない。

(予定価格)

第10条 市長は、一般競争入札に付する事項の総額について、予定価格を定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、役務の提供、使用等に係る契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。

2 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

3 市長は、一般競争入札を行う場合においては、予定価格を記載した予定価格調書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、入札前に予定価格を公表する場合は、予定価格調書を封書にしないことができる。

(最低制限価格)

第11条 市長は、政令第167条の10第2項の最低制限価格を設ける場合においては、これを予定価格調書に併記しなければならない。ただし、入札前に予定価格を公表する場合においては、予定価格調書と別に最低制限価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。

2 最低制限価格は、工事又は製造その他についての請負の契約に係る予定価格を構成する材料費、労務費、諸経費等の割合、技術上の難易、過去の入札の実例その他の条件を考慮して適正に定めなければならない。

(入札の方法)

第12条 入札者は、所定の入札書に必要な事項を記載し、記名押印の上、入札執行の日時に指定の場所にこれを提出しなければならない。

2 入札者は、市長が特に指定したときは、郵便をもって入札書を提出することができる。この場合においては、入札書であることを確認できるよう封筒に表記した書留郵便により行わなければならない。

3 代理人をもって入札しようとする者は、入札執行前に委任状を提出しなければならない。

(電子入札)

第13条 市長が電子入札を行うこととした場合において、入札者は、前条第1項の入札書に代えてその使用に係る電子計算機に入札金額その他所定の情報を入力し、当該情報を市長の指定する日時までに本市の使用に係る電子計算機に到着させるものとする。

2 前項の入札金額その他所定の情報が本市の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された時に、前条第1項の規定による入札書の提出がなされたものとみなす。

(入札の無効)

第14条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- (3) 同一事項について、2通以上の入札書が提出された入札
- (4) 入札者が他の者の代理を兼ね、又は代理人が2人以上の者の代理をしてなした入札

- (5) 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- (6) 入札保証金の納付を要する入札において、所定の入札保証金を納付しない者がした入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札書に記名押印(電子入札にあつては、電子署名及び認証業務に関する法律(平成12年法律第102号)第2条第1項の電子署名その他市長が指定する認証方法)のない、又は重要な記載事項について判読できない入札
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札  
(入札の延期等)

第15条 市長は、天災その他やむを得ない理由があるとき、又は公正な入札が行われないおそれがあると認められるときは、入札を延期し、若しくは取り消し、又は開札を延期することができる。

(落札者の決定通知)

第16条 市長は、落札者が決定したときは、その旨を当該落札者に通知するものとする。

(再度公告入札の公告期間)

第17条 市長は、入札者若しくは落札者がいない場合、又は落札者が契約を締結しない場合において、更に一般競争入札に付そうとするときは、第4条第1項の規定による公告の期間を5日前までに短縮することができる。

### 第3章 指名競争入札

(指名競争入札参加者の指名)

第18条 市長は、指名競争入札に付そうとするときは、別に定める指名基準により、資格を有する者の中からなるべく5人以上指名するものとする。

2 前項の場合において、第4条第1項第1号及び第3号から第8号までに掲げる事項を入札期日(電子入札にあつては、入札期間の末日)の前日から起算して5日前までに指名した者に通知しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を2日前までに短縮することができる。

3 第4条第2項の規定は、前項の規定による通知について準用する。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第19条 第3条及び第5条から第16条までの規定は、指名競争入札の場合について準

用する。

#### 第4章 随意契約

(随意契約によることができる場合の限度額)

第20条 政令第167条の2第1項第1号の規則で定める額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 工事又は製造の請負 130万円
- (2) 財産の買入れ 50万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

(随意契約に係る公表)

第21条 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方(以下「契約者」という。)の決定方法又は選定基準、申請方法等を公表すること。
- (2) 契約を締結した後において、契約者の名称、契約者とした理由等契約の締結状況について公表すること。

(予定価格の決定)

第22条 随意契約によろうとするときは、あらかじめ予定価格調書その他の文書において予定価格を定めなければならない。

- 2 第10条第1項及び第2項の規定は、随意契約の予定価格について準用する。
- 3 随意契約の予定価格が第20条各号に定める額以下となる場合、又は次条第2項各号のいずれかに該当する場合は、当該随意契約に係る予算の執行を伺う文書における執行予定の金額の記載をもって、第1項の規定により予定価格を定めたものとみなすことができる。

(見積書の徴取)

第23条 随意契約によろうとするときは、2人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、1人の者から見積書を徴することができる。

- (1) 契約の性質又は目的により契約者が特定されるとき。
  - (2) 1件の予定価格が5万円(修繕に係るものにあつては、10万円)未満のとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、市長が2人以上の者から見積書を徴する必要があると認めるとき。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、見積書を徴さないことができる。
- (1) 官公署と契約を締結するとき。
  - (2) 法令等により価格が定められている物品を購入するとき。
  - (3) 災害の発生により緊急を要するとき。
  - (4) 前3号に定めるもののほか、市長が見積書を徴する必要があると認めるとき。

#### 第5章 せり売り

第24条 市長は、動産の売払いについて特に必要があると認めるときは、せり売りに付することができる。

- 2 第3条から第9条まで、第14条及び第15条の規定は、せり売りの場合について準用する。

#### 第6章 契約の締結

##### (契約締結の手續)

第25条 落札者は、第16条の規定による落札決定の通知を受けた日から7日以内に契約書を作成し、契約保証金を要するものにあつては、同時にこれを納付しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期間を延長することができる。

##### (契約書の作成)

第26条 契約書を作成する場合には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

- (7) 履行遅滞その他債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
  - (8) 監督及び検査
  - (9) 危険負担
  - (10) 瑕疵<sup>かし</sup>担保責任
  - (11) 契約に関する紛争の解決方法
  - (12) その他必要な事項
- (仮契約書の作成)

第27条 前条に規定するもののほか、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(1971年那覇市条例第21号)第2条及び第3条の規定に該当する契約を締結しようとするときは、議会の議決を得たとき本契約として成立する旨を記載した仮契約書により、仮契約を締結するものとする。

(契約書作成の省略)

第28条 市長は、第26条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 契約金額が40万円以下の契約をするとき。
  - (2) せり売りに付するとき。
  - (3) 物品を売り払う場合において、買受人が直ちに代金を納付してその物品を引き取りるとき。
  - (4) 物品を購入する場合において、直ちに検査ができるとき。
  - (5) 官公署と契約するとき。
- 2 契約書の作成を省略する場合においては、請書又は見積書その他適当な文書を徴して、これに代えなければならない。

(契約保証金)

第29条 政令第167条の16第1項の規定により規則で定める契約保証金の額は、契約金額の100分の10以上に相当する額とする。

2 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の規定により契約保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、次の各号に掲げるものとし、その担保の価値は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第6条第1項に規定するもの その種類に応じ第7条各号に規定する金額
- (2) 金融機関が発行する保証証書 その保証する金額

- (3) 公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社が発行する保証証書 その保証する金額

3 第6条第2項の規定は、契約保証金の担保について準用する。

(契約保証金の免除)

第30条 市長は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 契約者が、保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約者から委託を受けた保険会社が、本市と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 第3条第2項(第19条で準用する場合を含む。第32条第2項第2号において同じ。)の規定により定めた資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されるとき。
- (6) 工事請負契約において、契約金額が130万円以下のとき。
- (7) 随意契約を締結する場合において、契約金額が70万円以下であり、かつ、契約者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (8) 官公署と契約を締結するとき。
- (9) 委託契約を締結するとき。
- (10) 本市が土地又は建物を買入れ、又は借り入れる契約をするとき。
- (11) 土地、建物又は立木を売り払う場合において、契約で契約保証金相当の違約金について定めがあるとき。
- (12) 市長が、契約の性質又は目的により、前各号に準ずるものとして契約保証金を納付させる必要がないと認めるとき。

(契約保証金の返還)

第31条 契約保証金は、契約者が契約を履行したとき、又は契約者の責めに帰すべき理由によらないで契約を解除したときに返還するものとする。

2 契約保証金には、利子を付さない。

（契約保証人）

第32条 市長は、契約の締結に際し必要があると認めるときは、契約者（工事の請負契約及び建設工事に係る測量、調査、設計等の業務の委託契約に係る契約者を除く。以下この条において同じ。）に契約保証人を立てさせることができる。

2 前項の契約保証人は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。

（1）契約者に代わって契約を履行し得る者であること。

（2）第3条第2項に規定する資格を有する者であること。

3 市長は、契約者がその責めに帰すべき理由により、履行期限までに契約を履行せず、又は履行の見込みがないと認められるときその他契約に違反したときは、契約保証人に対して書面により、契約を履行することを請求することができる。この場合において、契約者に対しても書面により通知しなければならない。

#### 第7章 契約の履行

（権利義務の譲渡等の禁止）

第33条 契約者は、市長の書面による承諾を受けないで契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、若しくは担保に供し、又はその履行を委任し、若しくは請け負わせてはならない。

（遅延損害金）

第34条 市長は、契約者の責めに帰すべき理由により、履行期限までに契約の履行を完了することができない場合において、契約者の義務の履行を認めるときは、契約者から遅延損害金を徴収するものとする。

2 前項の遅延損害金の額は、遅延日数に応じ、未納部分又は未済部分の価格又は対価に政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

3 遅延日数の計算については、検査その他本市の都合によって経過した日数は、これを算入しない。

（履行期限の延長）

第35条 契約者は、天災地変その他正当な理由により履行期限までに契約を履行できないときは、その理由を明らかにした書面により履行期限の延長を市長に申請することができる。

2 市長は、前項の規定による申請があつた場合は、その事実を審査し、正当な理由があると認めるときは、契約者と協議して延長後の履行期限の日付等を定めるものとする。

(市の解除権)

第36条 市長は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由がないのに契約の着手期日を経過しても履行に着手しないとき。
- (2) 正当な理由がないのに市長の指示監督に従わないとき。
- (3) 契約期間内に契約を履行しないとき、又は明らかに履行する見込みがないと認められるとき。
- (4) 第38条の規定によらないで契約の解除を申し出たとき。
- (5) その他契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、契約保証金は、本市に帰属する。この場合において、契約保証金の納付が免除されている契約であるときは、契約金額の100分の10以上に相当する額を損害賠償金として請求するものとする。

3 契約を解除した場合においては、当該契約の既済部分又は既納部分及び持込材料に対し市長が相当と認める金額を交付して引渡しを受けることができる。

(市の都合による契約の解除等)

第37条 市長は、前条第1項に規定する場合のほか必要があると認めるときは、契約を解除し、又は履行を中止させることができる。

2 前項の規定により契約を解除し、又は履行を中止させた場合において、これにより契約者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償するものとする。この場合において、損害賠償の額は、市長が契約者と協議して定める。

(契約者の解除権)

第38条 契約者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約を解除することができる。

- (1) 市長が契約内容を変更することとしたため、契約金額が3分の1以上増減するとき。
- (2) 前条第1項の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間

が契約期間の3分の1を超えるとき。

- (3) 市長が契約に違反したため、契約の履行上著しく支障があるとき。
- (4) 契約締結後生じたやむを得ない理由があった場合で、市長の承諾を受けたとき。

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

(契約解除の通知)

第39条 市長は、第36条第1項又は第37条第1項の規定により契約を解除するときは、その旨を書面により契約者に通知するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、契約者が前項の書面の受領を拒み、又は所在不明のため通知することができないときは、那覇市公報に登載し、又は市役所前の掲示場に掲示する方法により公告することで前項の規定による通知に代えることができる。この場合において、当該公告の日から7日を経過した時に当該通知が契約者に到達したものとみなす。

(契約解除の場合の原状回復等)

第40条 契約を解除した場合において契約者は、次に掲げる措置をとらなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 本市の貸与物、支給材料その他の物件があるときは、市長の指示に従い、これを本市に返還すること。
- (2) 契約者の物件その他本市が返還を受けることを要しない物件があるときは、市長と協議して定めた期間内に、これを引き取ること。
- (3) 工事用地その他契約の履行のため本市から提供された場所を原状に復し、市長に明け渡すこと。

(前金払の際の保証人等)

第41条 市長は、前金払(政令第163条の前金払をいう。以下同じ。)をする旨の約定をしようとするときは、政令附則第7条の規定による前金払をする場合を除き、連帯保証人(政令第167条の4各項の規定に該当せず、かつ、保証能力が確実な者に限る。)を立てさせ、又は前金払の額に相当する担保を提供させなければならない。ただし、その必要がないと認められる場合は、この限りでない。

(部分払)

第42条 工事若しくは製造その他についての請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分について、その完済前又は完納前にその代価の一部の支払(以下「部分払」という。)をする旨の約定については、契約金額が、工事又は製造その他についての請負契約にあつては70万円以上、物件の買入れ契約にあつては40万円以上で、かつ、当該既済部分又は既納部分に対する代価が契約金額の10分の3を超えた場合において、これを行うことができる。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

2 部分払をする額は、工事又は製造その他についての請負契約については当該既済部分に対する代価の10分の9、物件の買入れ契約については当該既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、性質上可分の工事若しくは製造その他についての請負契約に係る完済部分又は契約期間が2年度以上にわたる工事若しくは製造の請負契約のうち国又は県の補助金等の交付の対象になるものの既済部分にあつては、その代価の全額まで支払うことができる。

3 部分払をすることができる回数は、次の各号に掲げる契約金額の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、物件の買入れ契約にあつては、3回以内とする。

(1) 200万円未満 1回

(2) 200万円以上1,000万円未満 2回以内

(3) 1,000万円以上4,000万円未満 3回以内

(4) 4,000万円以上7,000万円以下 4回以内

(5) 7,000万円を超える場合 5回に7,000万円を増すごとに1回を加えた回数以内

(物件の瑕疵)

第43条 契約者は、引渡しを行った目的物に隠れた瑕疵があるときは、当該目的物の引渡し後1年間担保の責めを負わなければならない。ただし、契約で特別の定めをしたときは、当該契約によるものとする。

2 市は、物件を売り払う契約において、目的物の引渡し後は、その瑕疵については、担保の責めを負わないものとする。

(減価採用)

第44条 市長は、契約者が提供した契約の目的物に僅少の不備の点があつても、使

用上支障がないと認めるときは、相当額を減価して採用することができる。

（売払代金の完納時期）

第45条 物件の売払代金は、法令又は契約に特別な定めがある場合を除き、その引渡し前に代金を完納させるものとする。

（目的物の引渡し）

第46条 市長は、所定の引渡場所における検査に合格した後、契約の目的物の引渡しを受けるものとする。

2 前項の引渡し前に生じた損害は、契約者の負担とする。ただし、契約において特別の定めがあるときは、この限りでない。

3 市長は、必要と認める場合は、既済部分又は既納部分を検査の上、その全部又は一部の引渡しを求めることができる。

（違約金等の徴収方法）

第47条 市長は、契約者から違約金、損害金又は賠償金を徴収する場合において、当該契約の契約保証金が納付されているとき、又は当該契約に係る本市の債務があるときは、これを相殺するものとし、なお不足があるときは追徴するものとする。

## 第8章 監督及び検査

（監督又は検査）

第48条 法第234条の2第1項の監督又は検査は、監督員又は検査員が行うものとする。

（監督員の一般的職務）

第49条 監督員は、契約に係る仕様書及び設計書に基づき、当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等の作成をし、又は契約者が作成したこれらの書類を審査し、承認するものとする。

2 監督員は、契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、又は契約者に必要な指示をするものとする。

3 監督員は、その監督の内容及び指示した事項その他必要な事項を記録しておかなければならない。

4 監督員は、監督の実施に当たっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにしなければならない。

- 5 監督員は、監督の実施に当たって知り得た契約者の業務上の秘密に属する事項を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(検査員の一般的職務)

第50条 検査員は、工事又は製造その他についての請負契約に係る給付の完了の確認(給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行う工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認を含む。以下同じ。)のため、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該請負契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査するものとする。

- 2 検査員は、物件の買入れその他の契約に係る給付の完了の確認のため、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容、数量等について検査するものとする。

- 3 検査員は、前2項の規定による検査を実施する場合において必要があるときは、破壊、分解、掘削又は試験をして検査を行うことができる。

- 4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。

- 5 検査員は、工事の請負契約については完了の通知を受けた日から14日以内、その他の契約については完了の通知を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。

(検査結果の報告)

第51条 検査員は、前条第1項又は第2項の規定による検査を終了したときは、その結果を検査報告書により市長に報告しなければならない。ただし、契約金額が40万円以下の場合、又は物品の購入若しくは修理の場合は、支出命令書(概算払をしたものにあつては、精算報告書)に所要事項を記載し、かつ、押印することをもって、検査報告書に代えることができる。

- 2 前項の規定は、部分払をする場合において行う請負契約に係る既済部分又は物件の買入れ契約に係る既納部分の確認を行うための検査について準用する。

(兼職禁止)

第52条 検査員は、特別の理由があるときを除き、監督員の職務を兼ねることができない。

(監督又は検査の委託)

第53条 市長は、政令第167条の15第4項の規定により職員以外の者に監督又は検査

を委託した場合においては、委託を受けた者から監督又は検査の結果について報告書等を徴さなければならない。

第9章 雑則

第54条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年1月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この規則の規定は、施行日以後に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約について適用し、施行日前に入札の公告、入札参加者の指名その他の契約の申込みの誘引を行う契約については、なお従前の例による。  
(那覇市会計規則の一部改正)

3 那覇市会計規則(1971年那覇市規則第11号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保管有価証券の出納)	(保管有価証券の出納)
第87条 本市が徴する担保又は保証金に充てることのできる有価証券の種類及び価格は <u>那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)</u> の定めるところによる。	第87条 本市が徴する担保又は保証金に充てることのできる有価証券の種類及び価格は <u>那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)</u> の定めるところによる。
2 [略]	2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

(那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部改正)

4 那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成21年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(長期継続契約の契約書) 第5条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとするときは、 <u>那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第3条第1項本文</u> の規定にかかわらず、契約書を作成することとし、前条第2号及び第3号に掲げる事項を契約書に明記しなければならない。	(長期継続契約の契約書) 第5条 条例第2条の規定により長期継続契約を締結しようとするときは、 <u>那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第28条第1項</u> の規定にかかわらず、契約書を作成することとし、前条第2号及び第3号に掲げる事項を契約書に明記しなければならない。
備考 前項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

(那覇市屋外広告物条例施行規則の一部改正)

- 5 那覇市屋外広告物条例施行規則(平成24年那覇市規則第52号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(保管した広告物等の売却の方法) 第18条 条例第29条の規則で定める方法は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び条例に定めるもののほか、 <u>那覇市契約規則(昭和46年那覇市規則第13号)</u> の規定を準用する。	(保管した広告物等の売却の方法) 第18条 条例第29条の規則で定める方法は、屋外広告物法(昭和24年法律第189号)及び条例に定めるもののほか、 <u>那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)</u> の規定を準用する。
備考 第3項の表備考の規定は、この表による改正について準用する。	

那覇市規則第60号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市公設市場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市公設市場条例施行規則(1963年那覇市規則第17号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後												
<p>(使用申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定により、<u>那覇市公設市場</u>(以下「市場」という。)の<u>使用許可</u>を受けようとする者は、<u>次表</u>に定める申請書を、<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>[表 略]</p> <p>(使用期間の更新)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定により<u>使用期間の更新</u>を受けようとする者は、<u>使用期間満了10日前</u>までに、<u>次表</u>に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">店舗</td> <td style="width: 65%;"><u>店舗使用許可更新申請書</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫</td> <td><u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用許可更新申請書</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(使用許可等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定による許可をする場合においては、条例第3条第4項の規定に基づき、許可の条件として、連帯保証人が、許可を受けた日から原則として4年の間において許可を受けた者が公設市場の使用料を滞納することがある場合<u>又は</u>条例第11条に規定する賠償の義務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、許可を受けた者と連帯して必ずこれらの債務を履行する旨を約し、連署した<u>請け書</u>(第7号様式)を提出させるものとする。</p> <p>3 前項の<u>請け書</u>には、連帯保証人の印鑑登</p>	店舗	<u>店舗使用許可更新申請書</u>	[略]	倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫	<u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用許可更新申請書</u>		<p>(使用の許可の申請)</p> <p>第2条 条例第3条第1項の規定により<u>那覇市公設市場</u>(以下「市場」という。)の<u>使用の許可</u>を受けようとする者は、<u>次の表</u>に定める申請書を<u>市長</u>に提出しなければならない。</p> <p>[表 略]</p> <p>(更新の許可の申請)</p> <p>第3条 条例第3条第3項の規定により<u>使用の更新の許可</u>を受けようとする者は、<u>使用期間が満了する日の10日前</u>までに、<u>次の表</u>に定める申請書を市長に提出しなければならない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">店舗</td> <td style="width: 65%;"><u>店舗使用更新許可申請書</u></td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫</td> <td><u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用更新許可申請書</u></td> <td></td> </tr> </table> <p>(使用許可等)</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の規定による許可をする場合においては、条例第3条第4項の規定に基づき、許可の条件として、連帯保証人が、許可を受けた日から原則として4年の間において許可を受けた者が公設市場の使用料を滞納することがある場合、<u>又は</u>条例第11条に規定する賠償の義務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、許可を受けた者と連帯して必ずこれらの債務を履行する旨を約し、連署した<u>請書</u>(第7号様式)を提出させるものとする。</p> <p>3 前項の<u>請書</u>には、<u>申請者の印鑑登録証明</u></p>	店舗	<u>店舗使用更新許可申請書</u>	[略]	倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫	<u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用更新許可申請書</u>	
店舗	<u>店舗使用許可更新申請書</u>	[略]											
倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫	<u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用許可更新申請書</u>												
店舗	<u>店舗使用更新許可申請書</u>	[略]											
倉庫、冷蔵庫設置場所、事務室及び冷蔵庫	<u>倉庫(冷蔵庫設置所・事務室・冷蔵庫)使用更新許可申請書</u>												

録証明書及び所得を証明する書類(市長が認めるときは、在職していることを証明する書類)を添えなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

4 [略]

(誓約書)

第5条 申請者は、使用許可を受けたときは、直ちに誓約書(第9号様式)を市長に提出しなければならない。

第7条～第8条 [略]

(従業員届)

第9条 使用者が従業員を使用するときは、従業員届(第10号様式)により、市長に届け出なければならない。

第10条 [略]

(変更届)

第11条 この規則に定める申請書又は届書の記載事項に変更があったときは、これらの書類を提出した者は、直ちに公設市場使用関係書類記載事項変更届(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

(工作物等の設置)

第12条 条例第8条ただし書の規定により使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等の設備を設置し、若しくは廃止しようとするときは、工作物等設置(変更・廃止)申請書(第12号様式)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

書並びに連帯保証人の印鑑登録証明書及び所得を証明する書類を添えなければならない。ただし、市長が必要ないと認める場合は、この限りでない。

4 [略]

(誓約書等)

第5条 第2条及び第3条の許可を受けようとする者は、誓約書(第9号様式)その他必要な書類を市長に提出しなければならない。

(使用料の納付期限)

第7条 条例第6条の規則で定める日は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 4月の使用に係る使用料 4月5日

(2) 4月以外の月の使用に係る使用料 当該使用しようとする月の前月の末日

第8条～第9条 [略]

(従業員届)

第10条 使用者は、従業員を使用するとき、及び第3条の許可を受けようとするときは、従業員届(第10号様式)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

第11条 [略]

(変更届)

第12条 この規則に定める申請書又は届書の記載事項に変更があったときは、これらの書類を提出した者は、直ちに公設市場使用関係書類記載事項変更届(第11号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(原状の変更等)

第13条 条例第8条第1項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、原則として、その7日前までに原状変更等許可申請書(第12号様式)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による提出があった場合で、これを適当と認めるときは、原状

<p>(返還)</p> <p><u>第13条</u> 使用者は、使用場所を返還しようとするときは、<u>公設市場返還届(第13号様式)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>第14条～第16条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第5号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p> <p>[第8号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p>	<p><u>変更等許可書(第13号様式)</u>を申請者に交付する。</p> <p>(返還)</p> <p><u>第14条</u> 使用者は、使用場所を返還しようとするときは、<u>原則として、返還する日の14日前までに公設市場返還届(第14号様式)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p><u>2 使用場所を返還した者は、速やかに店舗使用許可証又は倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証を市長へ返還しなければならない。</u></p> <p><u>第15条～第17条</u> [略]</p> <p>[別表 別記]</p> <p>[第1号様式 別記]</p> <p>[第2号様式 別記]</p> <p>[第3号様式 別記]</p> <p>[第4号様式 別記]</p> <p>[第5号様式 別記]</p> <p>[第6号様式 別記]</p> <p>[第7号様式 別記]</p> <p>[第8号様式 別記]</p> <p>[第9号様式 別記]</p> <p>[第10号様式 別記]</p> <p>[第11号様式 別記]</p> <p>[第12号様式 別記]</p> <p>[第13号様式 別記]</p> <p>[第14号様式 別記]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>4 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等又はこれらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</li> <li>5 改正前の欄中の様式(以下「改正様式」という。)及びこれに対応する改正後の欄中の様式(以下「改正後様式」という。)に下線が引かれた部分が全くない場合には、当該改正様式の全部を当該改正後様式に改める。</li> </ol>	

6 改正後様式の表示に対応する改正様式の表示がない場合には、当該改正後様式を加える。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成27年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円) (1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市牧志公設市場	1階	<u>7,875</u>	<u>7,560</u>	<u>7,245</u>	<u>5,670</u>
		2階	<u>4,725</u>	<u>4,410</u>		
	那覇市第一牧志公設市場	1階	<u>5,250</u>	<u>4,830</u>		
		2階	<u>3,150</u>			
	那覇市宇栄原公設市場		<u>598</u>	<u>567</u>	<u>504</u>	
倉庫	那覇市牧志公設市場		<u>420</u>			
	那覇市第一牧志公設市場		<u>420</u>			
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場		<u>420</u>			
事務室	那覇市牧志公設市場		<u>2,625</u>			
	那覇市第一牧志公設市場		<u>1,890</u>			
冷蔵庫	那覇市第一牧志公設市場		<u>1,050</u>			

備考 [略]

[改正後 別記]

別表(第6条関係)

用途	場所		金額(円) (1平方メートルにつき月額)			
			1等	2等	3等	4等
店舗	那覇市牧志公設市場	1階	<u>8,100</u>	<u>7,776</u>	<u>7,452</u>	<u>5,832</u>
		2階	<u>4,860</u>	<u>4,536</u>		
	那覇市第一牧志公設市場	1階	<u>5,400</u>	<u>4,968</u>		
		2階	<u>3,240</u>			
	那覇市宇栄原公設市場		<u>615</u>	<u>583</u>	<u>518</u>	
倉庫	那覇市牧志公設市場		<u>432</u>			
	那覇市第一牧志公設市場		<u>432</u>			
冷蔵庫設置	那覇市第一牧志公設市場		<u>432</u>			
事務室	那覇市牧志公設市場		<u>2,700</u>			
	那覇市第一牧志公設市場		<u>1,944</u>			
冷蔵庫	那覇市第一牧志公設市場		<u>1,080</u>			

備考 [略]

[改正前 別記]

第1号様式

店 舗 使 用 許 可 申 請 書	
年 月 日	
那覇市長 殿	
住 所 _____	
申請者 氏 名 _____ (印)	
電 話 _____	
次のとおり店舗を使用したいので関係書類を添えて申請します。	
市 場 名	公設市場
使 用 場 所	
販 売 品 目	
使 用 面 積	m <sup>2</sup>
使 用 料	円
添 付 書 類	1 住民票抄本      4 印鑑登録証明書 2 履歴書          5 写真(2枚) 3 納税証明書



[改正前 別記]

第2号様式

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">年 月 日</div> <div style="margin-left: 100px;">那覇市長 殿</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">住所 _____</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 氏名 _____ (印)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話 _____</div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)を使用したいので関係書類を添えて申請します。</p>					
市場名	公設市場				
	倉庫	冷蔵庫設置場所	事務室	冷蔵庫	使用料の合計
使用場所					円
使用面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
使用料	円	円	円	円	
添付書類	1 住民票抄本 2 納税証明書 3 印鑑登録証明書				

[改正後 別記]

第2号様式(第2条関係)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可申請書					
年 月 日					
那覇市長 宛					
住 所 _____					
申請者 氏 名 _____ (印)					
電話(自宅) _____					
電話(店舗) _____					
電話(携帯) _____					
那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、倉庫の使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。					
市 場 名	公設市場				
	倉 庫	冷 蔵 庫 設置場所	事 務 室	冷 蔵 庫	使用料の合計
使用場所 番号					円
使用面積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
使 用 料	円	円	円	円	
添 付 書 類	1 住民票抄本(特別)    2 納税証明書    3 請書 4 その他 ( _____ )				

使用許可番号	
--------	--

※使用許可番号の欄は、市で記入します。

[改正前 別記]

第3号様式

<p>店舗使用許可更新申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 氏 名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電 話 _____</p> <p>次のとおり店舗の使用期間を更新したいので関係書類を添えて申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
使用許可番号	第 _____ 号
使用許可年月日	年 月 日
使用場所番号	第 _____ 号
販 売 品 目	
使 用 面 積	m <sup>2</sup>
使 用 料	円
添 付 書 類	

[改正後 別記]

第3号様式(第3条関係)

<p>店舗使用更新許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p>	
<p>那覇市長 宛</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>ここに申請者の顔写真を貼ってください。 4cm×3cm程度</p> </div>	<p>住所 _____</p> <p>申請者 氏名 _____ (印)</p> <p>電話(自宅) _____</p> <p>電話(店舗) _____</p> <p>電話(携帯) _____</p>
<p>那覇市公設市場条例第3条第3項の規定により、店舗の使用の更新の許可を受けたいので、次のとおり申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
店 舗 名	
使用許可番号	第 _____ 号
使用許可年月日	年 月 日
使用場所番号	第 _____ 号
販 売 品 目	
使 用 面 積	_____ m <sup>2</sup>
使 用 料	_____ 円
添 付 書 類	<p>1 住民票抄本(特別) 2 納税証明書</p> <p>3 申請者の顔写真 4 誓約書</p> <p>5 その他 ( _____ )</p>

[改正前 別記]

第4号様式

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可更新申請書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 那覇市長 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住所 _____</div> 申請者 氏名 _____ ㊟ 電話 _____				
次のとおり倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)の使用期間を更新したいので関係書類を添えて申請します。				
市 場 名	公設市場			
	倉 庫	冷蔵庫設置場所	事 務 室	冷 藏 庫
使用許可番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使用許可年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
使用場所番号	第 号	第 号	第 号	第 号
使 用 面 積	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
使 用 料	円	円	円	円
添 付 書 類				



[改正前 別記]

第5号様式

店 舗 使 用 許 可 証	
写  真	1 市場名 <span style="float: right;">公設市場</span>
	2 使用許可番号 <span style="float: right;">第 号</span>
	3 使用場所番号 <span style="float: right;">第 号</span>
	4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日
5 販売品目	
	住 所 氏 名 <span style="float: right;">殿</span>
上記のとおり使用を許可します。	
年 月 日	
	那覇市長 <span style="float: right;">印</span>

[改正後 別記]

第5号様式(第4条関係)

(表)

那覇市指令 第 号

店 舗 使 用 許 可 証

氏 名 様

1 市場名 公設市場

2 使用許可番号 第 号

3 使用場所番号 第 号

顔  
写  
真

4 使用期間 年 月 日～ 年 月 日

5 販売品目

那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、上記のとおり使用を許可します。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、那覇市公設市場条例第12条の規定により、市場の使用を停止し、又は使用許可を取り消すことがあります。

- (1) 使用許可の条件に違反して市場を使用したとき。
- (2) 他の使用者の使用を妨害したとき。
- (3) 使用料その他那覇市公設市場条例による使用者の義務に属する費用を期間内に納めないとき。
- (4) 不正の手段により使用許可を受けたとき、又は営業上不正の行為があったとき。
- (5) 市場の信用を失うようなことをしたとき。
- (6) その他那覇市公設市場条例又はこれに基づく那覇市長の指示若しくは命令に違反したとき。

年 月 日

那覇市長

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第6号様式

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 住 所  氏 名 殿  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">那覇市長 <span style="float: right;">㊟</span></div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">年 月 日付けで申請のあった倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)の使用については、次のとおり許可します。</p>	
市 場 名	
使 用 場 所	
使 用 目 的	
使 用 面 積	m <sup>2</sup>
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円
条 件	

[改正後 別記]

第6号様式(第4条関係)

(表)

倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)使用許可証  那覇市指令 第 年 月 日 号 氏 名 様  那覇市長  年 月 日付けで申請のあった倉庫(冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)の使用については、那覇市公設市場条例第3条第1項の規定により、次のとおり使用を許可します。	
市 場 名	公設市場
使用場所番号	第 号
使 用 目 的	
使 用 面 積	m <sup>2</sup>
使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
使 用 料	円
条 件	

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第7号様式

請 け 書	
年 月 日	
那覇市長 殿	
市 場 名	公設市場
申 請 者	住所 _____ 氏名 _____ 印
<p>那覇市公設市場の使用許可を受けたときは、次の事項を厳守し、もし違反したときは、那覇市公設市場条例第12条等に規定する処分を受けることがあることを十分認識するとともに、公設市場の使用料を滞納することがある場合又は同条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、本書に連署する連帯保証人と連帯して必ずこれらの債務を履行することを誓約します。</p> <p>① 那覇市公設市場条例及び同条例施行規則の規定を遵守すること。          ② 使用料を滞納しないこと。          ③ その他市長の指示に従うこと。</p>	
連 帯 保 証 人	住 所 _____ 氏 名 _____ 印 勤 務 先 _____ 電 話 _____
<p>公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、上記の者が、公設市場の使用料を滞納することがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、上記の者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。</p> <p>連帯保証人の資格</p> <p>① 原則として本市に居住している者であること。          ② 那覇市公設市場の利用者でないこと。          ③ 18歳以上60歳未満で勤務先がはっきりした者であること。</p>	
添付書類	1 連帯保証人の印鑑登録証明書 2 連帯保証人の所得を証明する書類(市長が認めるときは、在職していることを証明する書類)

備考 本書は、那覇市公設市場の使用許可を受ける場合及び原則としてその後4年目ごとに使用期間の更新を受ける場合に提出すること。

[改正後 別記]

第7号様式(第4条関係)

請 書			
年 月 日			
那覇市長 宛			
市 場 名	公設市場	使用場所番号	第 号
申 請 者		住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 電話(自宅) _____ 電話(携帯) _____	
<p>那覇市公設市場の使用許可を受けたときは、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守し、もし違反したときは、那覇市公設市場条例第12条に規定する処分を受けることがあることを十分認識するとともに、公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は同条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、本書に連署する連帯保証人と連帯して必ずこれらの債務を履行します。</p>			
連 帯 保 証 人		住 所 _____ (ふりがな) 氏 名 _____ (印) 勤務先 _____ 電話(自宅) _____ 電話(携帯) _____ 申請者との関係 _____	
<p>私は、連帯保証人の資格を有していることを確約します。 公設市場の使用許可の日から 年 月 日までの間に、申請者が、公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、申請者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。</p>			
連帯保証人の資格			
<p>① 原則として本市に居住している者であること。 ② 那覇市公設市場の利用者又は従業員でないこと。 ③ 20歳以上60歳未満で債務を保証する能力がある者であること。</p>			
添付書類	<p>1 連帯保証人の印鑑登録証明書 2 連帯保証人の所得を証明する書類 3 申請者の印鑑登録証明書</p>		

備考 本書は、那覇市公設市場の使用許可を受ける場合、及び原則としてその後4年目ごとに使用の更新の許可を受ける場合に提出すること。

[改正前 別記]

第8号様式

<p>連帯保証人変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 _____ 氏名 _____ 印 電話 _____</p> <p>連帯保証人を次のとおり変更することについて承認を受けたいので申請します。</p>	
<p>変更理由(符号を○で囲んでください。)</p> <p>1 現在の連帯保証人が(ア死亡 イ市外転出 ウ辞任申立て)した。</p> <p>2 その他</p>	
<p style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____ 印 勤務先 _____ 電話 _____</p> <p>新 連 帯 保 証 人</p> <p>上記の者が連帯保証人変更の承認を受けた日から 年 月 日までの間に、上記の者が公設市場の使用料を滞納することがある場合又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、上記の者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。</p>	
<p>新連帯保証人の資格</p> <p>① 原則として本市に居住している者であること。</p> <p>② 那覇市公設市場の利用者でないこと。</p> <p>③ 18歳以上60歳未満で勤務先がはっきりした者であること。</p>	
<p style="text-align: right;">住所 _____ 氏名 _____ 印 勤務先 _____ 電話 _____</p> <p>現 連 帯 保 証 人</p>	
<p>添付書類</p>	<p>1 新連帯保証人の印鑑登録証明書</p> <p>2 新連帯保証人の所得を証明する書類(市長が認めるときは、在職していることを証明する書類)</p>

[改正後 別記]

第8号様式(第4条関係)

<p>連帯保証人変更承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p>	
	<p>申請者 住所 _____</p> <p>氏名 _____ (印)</p> <p>電話(自宅) _____</p> <p>電話(携帯) _____</p>
<p>那覇市公設市場条例施行規則第4条第4項の規定により、連帯保証人を次のとおり変更することについて承認を受けたいので申請します。</p> <p>変更理由(符号を○で囲んでください。)</p> <p>1 現在の連帯保証人が(ア 死亡 イ 市外転出 ウ 辞任申立て)した。</p> <p>2 その他( )</p>	
	<p>新 連 帯 保 証 人</p> <p>住所 _____</p> <p>(ふりがな)</p> <p>氏名 _____ (印)</p> <p>勤務先 _____</p> <p>電話(自宅) _____</p> <p>電話(携帯) _____</p> <p>申請者との関係 _____</p>
<p>私は、連帯保証人の資格を有していることを確約します。</p> <p>連帯保証人変更の承認を受けた日から 年 月 日までの間に、上記の者が公設市場の使用料を滞納することがある場合、又は那覇市公設市場条例第11条に規定する賠償の義務その他公設市場の使用に係る債務を負うことがある場合は、これらの債務を保証し、上記の者と連帯して必ずこれらの債務を履行します。</p>	
<p>連帯保証人の資格</p> <p>① 原則として本市に居住している者であること。</p> <p>② 那覇市公設市場の使用者及び従業員でないこと。</p> <p>③ 20歳以上60歳未満で債務を保証する能力がある者であること。</p>	
	<p>現 連 帯 保 証 人</p> <p>住所 _____</p> <p>氏名 _____</p>
<p>添付書類</p>	<p>1 新連帯保証人の印鑑登録証明書</p> <p>2 新連帯保証人の所得を証明する書類</p> <p>3 申請者の印鑑登録証明書</p>

[改正前 別記]

第9号様式

## 誓 約 書

年 月 日付け第 号により、那覇市公設市場( 公設市場  
第 号)の使用を許可されましたが、公設市場の使用に当たっては、那覇市公  
設市場条例、同条例施行規則その他の指示を厳守し、決して貴殿に御迷惑を掛ける行  
為を致しません。

年 月 日

那覇市長 殿

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ ㊟

[改正後 別記]

第9号様式(第5条関係)

誓 約 書

公設市場の使用に当たっては、那覇市公設市場条例及び同条例施行規則並びにこれらに基づく市長の指示を厳守致します。

年 月 日

那覇市長 宛

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ (印)

[改正前 別記]

第10号様式

<p style="font-size: 1.2em; margin: 0;">従 業 員 届</p> <p style="text-align: right; margin: 10px 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0;">那覇市長 殿</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>住所 _____</p> <p>申請者 氏名 _____ ㊟</p> <p>電話 _____</p> </div> <p style="margin-top: 20px;">次のとおり従業員を使用するので届けます。</p>	
市 場 名	公設市場
使 用 場 所	
販 売 品 目	
従 業 員 氏 名	
従業員を必要とする理由	
添 付 書 類	従業員の住民票抄本及び写真(3cm×4cm)

[改正後 別記]

第10号様式(第10条関係)

従 業 員 届  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 那覇市長 宛  <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">                     住 所 _____                      使用者 氏 名 _____ ①                      電話(自宅) _____                      電話(携帯) _____                      市場名 _____                 </div> <p style="margin-top: 20px;">従業員の使用について、那覇市公設市場条例施行規則第10条の規定により、次のとおり届けます。</p>			
顔写真	住 所		
	氏 名		採 用 年 月 日
顔写真	住 所		
	氏 名		採 用 年 月 日
顔写真	住 所		
	氏 名		採 用 年 月 日
顔写真	住 所		
	氏 名		採 用 年 月 日
添付資料	1 従業員の住民票抄本(外国人の場合は、在留期間満了日が分かるもの) 2 その他 ( )		

※在留期間の欄は、外国人の場合にのみ記載してください。

[改正前 別記]  
第11号様式

<p>公設市場使用関係書類記載事項変更届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p>次のとおり記載事項について変更があったので届けます。</p>	
市 場 名	公設市場
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	
使用場所番号	
関 係 書 類	
変 更 事 項	新 旧
変 更 理 由	

[改正後 別記]

第11号様式(第12条関係)

<p>公設市場使用関係書類記載事項変更届</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 _____</p> <p>申請者 氏 名 _____ ①</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話(自宅) _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話(携帯) _____</p> <p>記載事項について変更があったので、那覇市公設市場条例施行規則第12条の規定により、次のとおり届けます。</p>	
市 場 名	公設市場
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	
使用場所番号	
関 係 書 類	
変 更 事 項	(新)
	(旧)
変 更 理 由	

[改正前 別記]

第12号様式

<p>工作物等設置(変更・廃止)承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 _____ ㊟</p> <p style="text-align: right;">電 話 _____</p> <p>次のとおり工作物等を(設置・変更・廃止)することについて承認を受けたいので申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
工 事 の 場 所	
工 事 の 目 的	
予 定 工 期	
<p>添付書類</p> <p>1 工事仕様書及び図面</p> <p>2 工事に関し直接利害関係を有する者があるときは、その承諾書</p>	

[改正後 別記]

第12号様式(第13条関係)

<p>原状変更等許可申請書</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</p> <p>那覇市長 宛</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">住 所 _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">申請者 氏 名 _____ ①</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話(自宅) _____</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話(携帯) _____</p> <p style="margin-top: 20px;">使用場所の原状に変更を加え、又は工作物等を(設置・変更・廃止)することについて許可を受けたいので、那覇市公設市場条例第8条第1項第3号の規定により、次のとおり申請します。</p>	
市 場 名	公設市場
工事の場所	
工事の目的	
予 定 工 期	
施 工 業 者	
現場責任者	
添 付 書 類	<p>1 仕様書及び図面</p> <p>2 工事に関し直接利害関係を有する者があるときは、その承諾書</p> <p>3 その他 ( )</p>

[改正後 別記]

第13号様式(第13条関係)

(表)

		那覇市指令	第	号
		年	月	日
様				
		那覇市長		
		原状変更等許可書		
		年 月 日付けで申請のあった原状変更等許可申請については、那覇市公設市場 条例第8条第1項第3号の規定により、次のとおり許可します。		
1	原状変更等の内容			
2	工事の場所			
3	工事の目的			
4	予定工期			
5	施工業者			
6	現場責任者			
7	条件			

(裏)

(教示)

1 不服申立て

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、那覇市長に対して異議申立てをすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、異議申立てをすることができなくなります。

2 処分の取消しの訴え

この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に那覇市を被告として(那覇市長が被告の代表者となります。)提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 不服申立てをした場合における処分の取消しの訴えの出訴期間

第1項の異議申立てをした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると、原則として、この処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

[改正前 別記]

第13号様式

<p>公 設 市 場 返 還 届</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>那覇市長 殿</p> <p style="text-align: right;">住所 _____</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏名 _____ (印)</p> <p style="text-align: right;">電話 _____</p> <p>次のとおり使用場所(店舗・倉庫・冷蔵庫設置場所・事務室・冷蔵庫)を返還したいので届けます。</p>	
市 場 名	公設市場
使用場所番号	第 _____ 号
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 _____ 号
返 還 年 月 日	年 月 日
返還理由	

[改正後 別記]

第14号様式(第14条関係)

公 設 市 場 返 還 届	
年 月 日	
那覇市長 宛	
住 所 _____	
申請者	氏 名 _____ ㊟
	電話(自宅) _____
	電話(携帯) _____
<p>使用場所を返還したいので、那覇市公設市場条例施行規則第14条第1項の規定により、次のとおり届けます。</p>	
市 場 名	公設市場
使 用 場 所	店舗 ・ 倉庫 ・ 冷蔵庫設置場所 ・ 事務室 ・ 冷蔵庫
使用場所番号	第 _____ 号
使用許可年月日	年 月 日
使用許可番号	第 _____ 号
返 還 年 月 日	年 月 日
返還理由	

那霸市規則第61号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那霸市民会館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市民会館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市民会館条例施行規則(1970年那覇市規則第26号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] 第1号様式(第4条関係)</p> <div data-bbox="304 595 719 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <div data-bbox="304 831 719 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>第5号様式(第7条関係)</p> <div data-bbox="304 1115 719 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div> <p>第8号様式(第8条関係)</p> <div data-bbox="304 1350 719 1485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div> <p>第9号様式(第9条関係)</p> <div data-bbox="304 1585 719 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div> <p>第10号様式(第12条関係)</p> <div data-bbox="304 1821 719 1955" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p> </div>	<p>[別表第1 別記] [別表第2 別記] 第1号様式(第4条関係)</p> <div data-bbox="834 595 1249 730" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div> <p>第2号様式(第4条関係)</p> <div data-bbox="834 831 1249 965" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>第5号様式(第7条関係)</p> <div data-bbox="834 1115 1249 1249" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div> <p>第8号様式(第8条関係)</p> <div data-bbox="834 1350 1249 1485" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div> <p>第9号様式(第9条関係)</p> <div data-bbox="834 1585 1249 1720" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div> <p>第10号様式(第12条関係)</p> <div data-bbox="834 1821 1249 1955" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p> </div>

<p>第12号様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>様</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>第13号様式(第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>様</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>第14号様式(第17条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>様</u></p> <p>[略]</p> </div>	<p>第12号様式(第13条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>宛</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>第13号様式(第14条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>宛</u></p> <p>[略]</p> </div> <p>備考 [略]</p> <p>第14号様式(第17条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>那覇市長 <u>宛</u></p> <p>[略]</p> </div>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 表の改正規定において、改正後部分及び改正後部分に係るけい線に対応する改正部分及び改正部分に係るけい線がない場合には、当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線を加える。</li> <li>3 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> </ol>	

## 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の那覇市民会館条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台設備	所作台	1枚	<u>525円</u>	[略]
	平台	1枚	<u>178円</u>	
	開き足	1代	<u>31円</u>	
	箱馬	1個	<u>31円</u>	
	スライディング山台	1台	<u>1,050円</u>	
	松羽目	1枚	<u>1,260円</u>	
	紅型幕	1枚	<u>1,365円</u>	
	雲幕	1枚	<u>1,365円</u>	
	首里城幕	1枚	<u>1,365円</u>	
	大黒幕	1枚	<u>1,365円</u>	
	紗幕 <sup>しゃ</sup>	1枚	<u>2,310円</u>	
	緋毛織 <sup>ひもうせん</sup>	1枚	<u>210円</u>	
	上敷	1枚	<u>210円</u>	
	地がすり	1枚	<u>735円</u>	
	長座布団	1枚	<u>241円</u>	
	立奏台	1組	<u>115円</u>	
	大太鼓	1台	<u>588円</u>	
	金屏風	1双	<u>1,050円</u>	
	演台	1台	<u>630円</u>	
	司会者用演台	1台	<u>315円</u>	
	折りたたみテーブル	1台	<u>42円</u>	
	花台	1台	<u>105円</u>	
	指揮者台	1台	<u>210円</u>	
	指揮者用譜面台	1台	<u>42円</u>	
	譜面台	1台	<u>42円</u>	
	譜面灯	1台	<u>52円</u>	
	コントラバス用椅子	1脚	<u>210円</u>	
	ピアノ用椅子	1脚	<u>210円</u>	
	反響板	一式	<u>4,935円</u>	
	木戸	一式	<u>1,575円</u>	
ドライアイスマシン	1台	<u>3,150円</u>		
音響設備	拡声装置	一式	<u>3,150円</u>	
	ダイナミックマイクロホン	1本	<u>525円</u>	
	ダイレクトボックス	1本	<u>525円</u>	
	コンデンサーマイクロホン	1本	<u>735円</u>	
	バウンダリーマイクロホン	1本	<u>735円</u>	

	超指向性マイクロホン	1本	<u>1,155円</u>
	ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>2,152円</u>
	三点吊りマイクロホン	一式	<u>1,575円</u>
	マイクスタンド	1本	<u>105円</u>
	はね返りスピーカー	1台	<u>1,050円</u>
	再生機	1台	<u>735円</u>
照明設備	クセノンピンスポット	1台	<u>2,100円</u>
	エフェクトマシン	1台	<u>735円</u>
	波マシン	1台	<u>735円</u>
	オーロラマシン	1台	<u>735円</u>
	ミラーボール	1台	<u>1,050円</u>
	星球	一式	<u>1,050円</u>
	スポットライト(500W)	1台	<u>210円</u>
	スポットライト(1KW)	1台	<u>315円</u>
	パーライト	1台	<u>315円</u>
	ミニパーライト	1台	<u>210円</u>
	ETCカッターライト	1台	<u>525円</u>
	ITOカッターライト	1台	<u>420円</u>
	FQ1.5KWスポットライト	1台	<u>420円</u>
	パーストロボ	1台	<u>735円</u>
	プロジェクタースポットライト	1台	<u>420円</u>
	先玉	1台	<u>105円</u>
	ITOセンターレスマシン	1台	<u>735円</u>
	ピアノその他	スタインウェイピアノ	1台
	ベーゼンドルファーピアノ	1台	<u>7,350円</u>
	ヤマハC7ピアノ	1台	<u>3,675円</u>
	持込器具コンセント	<u>1KWにつき</u>	<u>210円</u>
	展示パネル	1枚	<u>31円</u>
	スクリーン	一式	<u>1,050円</u>
	ホワイトボード(黒板)	1台	<u>105円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第10条関係)

附属設備使用料

種別	品名	単位	使用料	備考
舞台設備	所作台	1枚	<u>540円</u>	[略]
	平台	1枚	<u>183円</u>	
	開き足	1台	<u>32円</u>	
	箱馬	1個	<u>32円</u>	
	スライディング山台	1台	<u>1,080円</u>	
	松羽目	1枚	<u>1,296円</u>	

	紅型幕	1枚	<u>1,404円</u>
	雲幕	1枚	<u>1,404円</u>
	首里城幕	1枚	<u>1,404円</u>
	大黒幕	1枚	<u>1,404円</u>
	紗幕 <sup>しや</sup>	1枚	<u>2,376円</u>
	緋毛織 <sup>ひもうせん</sup>	1枚	<u>216円</u>
	上敷	1枚	<u>216円</u>
	地がすり	1枚	<u>756円</u>
	長座布団	1枚	<u>248円</u>
	立奏台	1組	<u>118円</u>
	大太鼓	1台	<u>604円</u>
	金屏風	1双	<u>1,080円</u>
	演台	1台	<u>648円</u>
	司会者用演台	1台	<u>324円</u>
	折りたたみテーブル	1台	<u>43円</u>
	花台	1台	<u>108円</u>
	指揮者台	1台	<u>216円</u>
	指揮者用譜面台	1台	<u>43円</u>
	譜面台	1台	<u>43円</u>
	譜面灯	1台	<u>54円</u>
	コントラバス用椅子	1脚	<u>216円</u>
	ピアノ用椅子	1脚	<u>216円</u>
	反響板	一式	<u>5,076円</u>
	木戸	一式	<u>1,620円</u>
	ドライアイスマシン	1台	<u>3,240円</u>
音響設備	拡声装置	一式	<u>3,240円</u>
	ダイナミックマイクロホン	1本	<u>540円</u>
	ダイレクトボックス	1本	<u>540円</u>
	コンデンサーマイクロホン	1本	<u>756円</u>
	バウンダリーマイクロホン	1本	<u>756円</u>
	超指向性マイクロホン	1本	<u>1,188円</u>
	ワイヤレスマイクロホン	1本	<u>2,214円</u>
	三点吊りマイクロホン	一式	<u>1,620円</u>
	マイクスタンド	1本	<u>108円</u>
	はね返りスピーカー	1台	<u>1,080円</u>
	再生機	1台	<u>756円</u>
照明設備	クセノンピンスポット	1台	<u>2,160円</u>
	エフェクトマシン	1台	<u>756円</u>
	波マシン	1台	<u>756円</u>
	オーロラマシン	1台	<u>756円</u>

	ミラーボール	1台	<u>1,080円</u>
	星球	一式	<u>1,080円</u>
	スポットライト(500W)	1台	<u>216円</u>
	スポットライト(1KW)	1台	<u>324円</u>
	パーライト	1台	<u>324円</u>
	ミニパーライト	1台	<u>216円</u>
	ETCカッターライト	1台	<u>540円</u>
	ITOカッターライト	1台	<u>432円</u>
	FQ1.5KWスポットライト	1台	<u>432円</u>
	パーストロボ	1台	<u>756円</u>
	プロジェクタースポットライト	1台	<u>432円</u>
	先玉	1台	<u>108円</u>
	ITOセンターレスマシン	1台	<u>756円</u>
ピアノ	スタインウェイピアノ	1台	<u>7,560円</u>
	ベーゼンドルファーピアノ	1台	<u>7,560円</u>
	ヤマハC7ピアノ	1台	<u>3,780円</u>
その他	持込器具コンセント	1キロワット	<u>216円</u>
	展示パネル	1枚	<u>32円</u>
	スクリーン	一式	<u>1,080円</u>
	ホワイトボード(黒板)	1台	<u>108円</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第10条関係)

附属設備使用料

	種別	使用料	摘要
大ホール舞台照明セット	Aセット	<u>円</u>	[略]
	Bセット	<u>7,035</u>	
中ホール舞台照明セット	Aセット	<u>3,255</u>	
	Bセット	<u>5,250</u>	

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第10条関係)

附属設備使用料

	種別	使用料	摘要
大ホール舞台照明セット	Aセット	<u>7,236円</u>	[略]
	Bセット	<u>14,688円</u>	
中ホール舞台照明セット	Aセット	<u>3,348円</u>	
	Bセット	<u>5,400円</u>	

備考 [略]

那霸市規則第62号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那霸市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市国民健康保険条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市国民健康保険条例施行規則(平成14年那覇市規則第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(出産育児一時金の支給申請及び加算額) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、被保険者の出産に関して健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定による産科医療の補償に関する制度(以下「産科医療補償制度」という。)を利用したことを証する書面を提示して申請したとき、又は出産をした病院、診療所、助産所その他の者を通じて当該産科医療補償制度の利用の確認ができたときは、<u>3万円</u>を加算する。</p> <p><u>第1号様式</u> [略] 那覇市長 様 [略]</p> <p><u>第2号様式</u> [略] 那覇市長 様 [略]</p> <p><u>第3号様式</u> [略] 那覇市長 様</p> <p><u>第4号様式</u> [略] 那覇市長 様 [略]</p> <p><u>第5号様式</u></p>	<p>(出産育児一時金の支給申請及び加算額) 第18条 [略]</p> <p>2 前項の場合において、被保険者の出産に関して健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書の規定による産科医療の補償に関する制度(以下「産科医療補償制度」という。)を利用したことを証する書面を提示して申請したとき、又は出産をした病院、診療所、助産所その他の者を通じて当該産科医療補償制度の利用の確認ができたときは、<u>1万6千円</u>を加算する。</p> <p><u>第1号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛 [略]</p> <p><u>第2号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛 [略]</p> <p><u>第3号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛</p> <p><u>第4号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛 [略]</p> <p><u>第5号様式(第21条関係)</u></p>

[略]

那霸市長 様

[略]

第6号様式

[略]

那霸市長 様

[略]

第7号様式

[略]

<p>[略]</p> <p>那霸市長 様</p> <p>[略]</p>
-------------------------------------

[略]

第8号様式

[略]

<p>[略]</p> <p>那霸市長 様</p>
--------------------------

[略]

第9号様式

[略]

<p>那霸市長 様</p> <p>[略]</p>	[略]
--------------------------	-----

[略]

第10号様式

[略]

那霸市長 様

[略]

第11号様式

[略]

那霸市長 様

[略]

[略]

那霸市長 宛

[略]

第6号様式(第21条関係)

[略]

那霸市長 宛

[略]

第7号様式(第21条関係)

[略]

<p>[略]</p> <p>那霸市長 宛</p> <p>[略]</p>
-------------------------------------

[略]

第8号様式(第21条関係)

[略]

<p>[略]</p> <p>那霸市長 宛</p>
--------------------------

[略]

第9号様式(第21条関係)

[略]

<p>那霸市長 宛</p> <p>[略]</p>	[略]
--------------------------	-----

[略]

第10号様式(第21条関係)

[略]

那霸市長 宛

[略]

第11号様式(第21条関係)

[略]

那霸市長 宛

[略]

<p><u>第12号様式</u> [略] [略] 那覇市長 様 [略] [略]</p> <p><u>第13号様式</u> [略] 那覇市長 様 [略] [略]</p> <p><u>第14号様式</u> [略] [略] 那覇市長 様 [略] [略]</p> <p>[第15号様式 別記]</p> <p><u>第16号様式</u> [略] 那覇市長 様 [略]</p> <p><u>第17号様式</u> [略] 那覇市長 様</p> <p><u>第18号様式</u> [略]</p>	<p><u>第12号様式(第21条関係)</u> [略] [略] 那覇市長 宛 [略] [略]</p> <p><u>第13号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛 [略] [略]</p> <p><u>第14号様式(第21条関係)</u> [略] [略] 那覇市長 宛 [略] [略]</p> <p>[第15号様式 別記]</p> <p><u>第16号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛 [略]</p> <p><u>第17号様式(第21条関係)</u> [略] 那覇市長 宛</p> <p><u>第18号様式(第21条関係)</u> [略]</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</li> <li>2 改正部分に対応する改正後部分がない場合には、当該改正部分を削る。</li> <li>3 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分</li> </ol>	

及び改正後部分に係るけい線がある場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を当該改正後部分及び当該改正後部分に係るけい線に改める。

- 4 様式の改正規定において、改正部分及び改正部分に係るけい線に対応する改正後部分及び改正後部分に係るけい線がない場合には、当該改正部分及び当該改正部分に係るけい線を削る。

#### 付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第18条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に出産した者に係る出産育児一時金から適用する。

[改正前 別記]

第15号様式

[略]

那覇市長 様

[略]

振込先口座記入欄
[略]

- ※ ご注意
- ・ 郵便局へは振り込みできません。
  - ・ 振込先に指定できるのは、国保世帯主、分娩者又は分娩者の夫の名義の口座に限られます。
  - ・ 出産育児一時金の額は39万円です。ただし、産科医療補償制度を利用した場合は、3万円が加算されます。

[略]

国民健康保険課		
課 長	担当主査	担 当
受付番号	<u>資格チェック</u>	<u>入力チェック</u>
<u>支給決定額</u>	<u>39万円</u>	<u>38万円</u>

[改正後 別記]

第15号様式(第21条関係)

[略]

那覇市長 宛

[略]

振込先口座記入欄
[略]

- ※ ご注意
- ・ 振込先に指定できるのは、国保世帯主、分娩者又は分娩者の夫の名義の口座に限られます。

[略]

国民健康保険課		
G 長	担当主査	担 当
受付番号	<u>資格チェック</u>	<u>入力チェック</u>

那覇市規則第63号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ぶんかテンプス館条例施行規則(平成16年那覇市規則第7号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(<u>利用料金の後納</u>)</p> <p><u>第5条</u> 条例第10条第3項ただし書の規定により利用料金を後納とすることができる場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>附属設備を利用する場合</u></p> <p>(2) <u>一般駐車場を利用する場合</u></p> <p>(3) <u>その他指定管理者が必要と認める場合</u></p> <p><u>第6条</u> [略]</p> <p>(<u>利用料金の減額</u>)</p> <p><u>第7条</u> 条例第11条の規定により指定管理者が利用料金を減額することができる額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>第8条～第15条</u> [略]</p> <p>第1号様式(<u>第12条関係</u>) [略]</p> <p>第2号様式(<u>第13条関係</u>) [略]</p> <p>第3号様式(<u>第13条関係</u>) [略]</p>	<p><u>第5条</u> [略]</p> <p>(<u>利用料金の減免</u>)</p> <p><u>第6条</u> 条例第11条第1項の規定により指定管理者が利用料金を減免することができる額は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p><u>第7条～第14条</u> [略]</p> <p>第1号様式(<u>第11条関係</u>) [略]</p> <p>第2号様式(<u>第12条関係</u>) [略]</p> <p>第3号様式(<u>第12条関係</u>) [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がない場合には、当該改正部分を削る。</p> <p>2 改正部分に対応する改正後部分がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>3 条名等を「～」で結んでいる場合には、これらの条名等及びこれらの条名等の間にある全ての条名等を順次示したものとする。</p>	

## 付 則

この規則は、公布の日から施行する。

那霸市規則第64号

平成26年12月26日

公 布 済

那霸市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則(平成17年那覇市規則第9号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

## 付 則

(施行期日)

- この規則は、平成27年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 改正後の那覇市中心商店街にぎわい広場条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料について適用し、同日前までの利用に係る使用料については、なお従前の例による。

[改正前 別記]

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料
イベント広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	1日	<u>10,500円</u>
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	1日	<u>8,400円</u>
	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	1日	<u>5,250円</u>
駐輪場		1月	<u>3,150円</u>

[改正後 別記]

別表(第8条関係)

区分		単位	使用料
イベント広場	西側デッキ及び東屋部分を含む場合	1日	<u>10,800円</u>
	西側デッキ及び東屋部分を含まない場合	1日	<u>8,640円</u>
	西側デッキ及び東屋部分のみの場合	1日	<u>5,400円</u>
駐輪場		1月	<u>3,240円</u>

那霸市規則第65号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那霸市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市伝統工芸館条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市伝統工芸館条例施行規則(平成17年那覇市規則第49号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 条例第10条第1項に規定する場合において、指定管理者が利用料金の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>その他指定管理者が特別の理由があると認める場合</u> 指定管理者が必要と認める額</p> <p>第1号様式(第6条関係) [略] 那覇市長 <u>様</u> [略]</p>	<p>(利用料金の減免)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>(3) <u>条例第10条第1項第2号の規定に該当する場合</u> 指定管理者が必要と認める額</p> <p><u>2 条例第10条第2項に規定する場合において、指定管理者が観覧料の全部又は一部を免除することができる額は、次に掲げるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>条例第10条第2項第1号の規定に該当する場合</u> 全額</p> <p>(2) <u>条例第10条第2項第2号から第5号までの規定に該当する場合</u> 観覧料の2分の1の額</p> <p>(3) <u>条例第10条第2項第6号の規定に該当する場合</u> 指定管理者が必要と認める額</p> <p>第1号様式(第6条関係) [略] 那覇市長 <u>宛</u> [略]</p>
<p>備考</p> <p>1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p> <p>2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。</p>	

## 付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

那覇市規則第66号  
平成26年12月26日  
公 布 済

なは産業支援センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

なは産業支援センター規則の一部を改正する規則

なは産業支援センター規則(平成26年那覇市規則第47号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表第1 別記] [別表第2 別記]	[別表第1 別記] [別表第2 別記]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

[改正前 別記]

別表第1(第7条関係)

区分	金額(1平方メートル当たり1月につき)
中核企業室	<u>1,890円</u>
インキュベート室	<u>1,213円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第1(第7条関係)

区分	金額(1平方メートル当たり1月につき)
中核企業室	<u>1,940円</u>
インキュベート室	<u>1,240円</u>

備考 [略]

[改正前 別記]

別表第2(第7条関係)

区分	金額(1時間につき)	
	空調を使用しない場合	空調を使用する場合
会議室1	<u>2,300円</u>	<u>2,450円</u>
会議室2	<u>2,100円</u>	<u>2,250円</u>

備考 [略]

[改正後 別記]

別表第2(第7条関係)

区分	金額(1時間につき)	
	空調を使用しない場合	空調を使用する場合
会議室1	<u>2,360円</u>	<u>2,510円</u>
会議室2	<u>2,160円</u>	<u>2,310円</u>

備考 [略]

那覇市規則第67号  
平成26年12月26日  
公 布 済

那覇市建設工事執行規則を廃止する規則をここに公布する。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市建設工事執行規則を廃止する規則

那覇市建設工事執行規則(1970年那覇市規則第2号)は、廃止する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

**訓 令**

那霸市訓令第17号  
平成26年12月26日  
公 表 済

那霸市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程を次のように定める。

那霸市長 城 間 幹 子

## 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程

## (趣旨)

第1条 この訓令は、那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号。以下「規則」という。)第3条第2項(規則第19条の規定により準用する場合を含む。)の規定に基づき、本市が発注する建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項の建設工事をいう。以下同じ。)及び建設工事に係る測量その他の業務(以下「建設工事等」という。)の一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)、入札参加資格の審査その他必要な事項について定めるものとする。

## (用語の定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内事業者 本市内に本店を有する者をいう。
- (2) 市外事業者 本市を除く沖縄県内に本店を有する者をいう。
- (3) 県外事業者 前2号に該当する者以外の者をいう。

## (入札参加資格の要件)

第3条 入札参加資格は、競争入札に参加しようとする者(法人にあつては、その役員を含む。)が、次に掲げる要件を満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 規則第3条第1項の規定に該当する者について、その事実があった後2年を経過していること。
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号の暴力団員又は同条第2号の暴力団若しくは同条第6号の暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- (6) 営業に関し法律上必要とする資格を有する者であること。
- (7) その他市長が必要と認める要件

## (入札参加資格の審査)

第4条 入札参加資格の審査は、2年に1回行う定期の審査及び市長が必要と認めるときに行う追加の審査とする。

## (申請書の提出等)

第5条 市長は、建設工事等の契約に係る競争入札に参加しようとする者に対して、競争入札参加資格申請書(以下「申請書」という。)を提出させなければならない。

- 2 申請書には、第3条各号に掲げる要件を確認するための書類(第10条第1号において「確認書類」という。)を添付させるものとする。
- 3 市長は、前条に規定する定期及び追加の審査に係る申請書の提出期間その他必要な事項を定めたときは、これを公告しなければならない。

## (有資格者の決定等)

第6条 市長は、申請書の提出を受けたときは、入札参加資格の審査を行い、建設工事等の競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)を決定し、建設工事等入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登録する。

- 2 資格者名簿には、第8条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級の格付を行った者について、その結果を併せて登載するものとする。
- 3 資格者名簿の登録の有効期間は、当該登録の日から次期の定期の審査を行う年度の3月31日までとする。ただし、有効期間の満了後も市長が次期の定期の審査に基づく登録を行う日の前日までは、その効力を有するものとする。

## (審査結果の通知)

第7条 市長は、資格者名簿に登録した有資格者に対し、入札参加資格の審査に合格した旨を通知しなければならない。この場合において、次条第1項の工事施工能力審査又は同条第2項の等級の格付を行った者については、その結果を併せて通知する。

## (工事施工能力審査及び等級格付)

第8条 市長は、有資格者のうち建設業者について、建設工事の種類(次項及び第3項において「工種」という。)ごとに次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める数値を合計したもの(次項及び第16条第3項において「総合点数」という。)により工事施工能力審査を行うものとする。

- (1) 客観的事項 建設業法第27条の29第1項の総合評定値の数値

(2) 主観的事項 次に掲げる項目ごとに、市長が別に定める基準により算定した  
数値

ア 本市発注の建設工事の工事成績

イ 指名停止の状況

ウ 技術者の雇用人数

エ その他市長が必要と認める加点又は減点の要素

2 市長は、前項の工事施工能力審査を行った者のうち、市内事業者及び市外事業者  
については、これらの者の総合点数を基準として工種ごとに等級の格付を行うも  
のとする。ただし、有資格者の数が少ない工種については、等級の格付を行わな  
いことができる。

3 前項の等級は、次の各号に掲げる工種の区分に応じ、当該各号に定めるとおりと  
する。

(1) 土木一式工事及び建築一式工事 4等級

(2) 管工事、電気工事その他工事 3等級

4 土木一式工事及び建築一式工事の等級の格付を行う場合においては、上位2等級  
に格付ける者は、建設業法第3条第6項の特定建設業の許可を受けている者としな  
ければならない。

(地位の承継)

第9条 市長は、有資格者の死亡、営業の譲渡、組織変更等により、営業の同一性を  
失うことなく営業を引き継いだ者が入札参加資格承継願を提出したときは、当該  
有資格者であった者が有していた資格の範囲で、その地位を承継させることがで  
きる。

(登録の取消し)

第10条 市長は、有資格者が、次の各号のいずれかに該当するときは、資格者名簿  
の登録を取り消すことができる。

(1) 申請書又は確認書類に虚偽その他不正な事項があったとき。

(2) 建設業法第3条に規定する建設業の許可の効力を失ったとき。

(3) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

(格付等審査委員会)

第11条 第8条第1項の工事施工能力審査及び同条第2項の等級の格付を行うため、那

那覇市建設業者格付等審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第12条 委員会は、次の者をもって組織する。

都市計画部長、建設管理部長、都市計画部副部長、建設管理部副部長、企画財務部副部長(企画調整課を担当する副部長)、経済観光部副部長、生涯学習部副部長、契約検査課長、区画整理課長、建築工事課長、花とみどり課長、道路建設課長、施設課長

(委員長及び副委員長)

第13条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に建設管理部長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会の会議)

第14条 委員会の会議は、委員長が召集する。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(建設工事の発注標準)

第15条 第8条第3項各号に定める等級の区分に対応する建設工事の発注の標準となる金額は、別表のとおりとする。

(業者の選定)

第16条 建設工事等を指名競争入札により発注する場合における業者の選定は、資格者名簿に登録されている者から行うものとする。

2 前項の場合において、等級の区分のある建設工事に係る業者の選定は、別表に定めるところにより、当該建設工事の設計額に対応する等級に格付されている者から行うものとする。ただし、当該等級に属する者が少数であるときその他市長が特に必要と認めるときは、当該等級を基準として1級上位又は1級下位の等級に属する者から選定することができる。

3 建設工事に係る業者を選定する場合において、県外事業者を選定する必要がある

ときは、当該県外事業者の総合点数に相当する等級に格付されたものとみなして選定することができる。

（選定の留意事項）

第17条 前条の規定による建設工事等に係る業者の選定は、次に掲げる事項に留意して行わなければならない。

- (1) 不誠実な行為の有無その他の信用状態
- (2) 工事成績
- (3) 手持建設工事等の状況
- (4) 建設工事等に係る技術的適正
- (5) 本店その他営業所の所在地
- (6) その他市長が別に定める要件

（制限付一般競争入札への準用）

第18条 前2条の規定は、制限付一般競争入札（地方自治法施行令第167条の5の2に規定する一般競争入札をいう。）を行う場合において、必要な資格を定めるときに準用する。

（補則）

第19条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

付 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成27年1月1日から施行する。ただし、付則第5項の規定は、平成26年12月26日から施行する。

（那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程及び那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程の廃止）

- 2 次に掲げる訓令は、廃止する。

- (1) 那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程（1971年那覇市訓令第10号）
- (2) 那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程（1971年那覇市訓令第11号）

（経過措置）

- 3 この訓令の施行の際現に前項第1号の規定による廃止前の那覇市建設工事等競争入札参加資格に関する規程(次項において「旧訓令」という。)の規定により競争入札参加資格の資格決定がなされている者は、この訓令の相当規定により資格者名簿に登録された者とみなす。
- 4 この訓令の施行の際旧訓令の規定により作成された申請書その他の書類で現に使用しているものは、当分の間、所要の調整をして使用することができる。  
(準備行為)
- 5 審査に関する手続その他この訓令の施行に必要な準備行為は、この訓令の施行前においても行うことができる。

## 別表(第15条、第16条関係)

## 等級区分に対応する発注標準金額

等級	土木一式工事	建築一式工事	管工事、電気工事その他工事
A級	1億3,000万円以上	1億7,000万円以上	4,000万円以上
B級	5,000万円以上1億3,000万円未満	6,000万円以上1億7,000万円未満	800万円以上4,000万円未満
C級	1,500万円以上5,000万円未満	1,200万円以上6,000万円未満	800万円未満
D級	1,500万円未満	1,200万円未満	

那覇市訓令第18号  
平成26年12月26日  
公 表 済

那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

## 那覇市請負工事監督規程の一部を改正する訓令

那覇市請負工事監督規程(平成6年那覇市訓令第5号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規程は、本市における請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ円滑な実施を図るため、工事の監督について別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監督員)</p> <p>第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、<u>那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第29条の規定による監督員</u>(以下「監督員」という。)を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この訓令は、本市における請負工事(以下「工事」という。)の適正かつ円滑な実施を図るため、工事の監督について別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(監督員)</p> <p>第2条 工事の適正かつ円滑な実施を図るため、<u>那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第48条の監督員</u>(以下「監督員」という。)を次のとおり定める。</p> <p>(1)～(2) [略]</p> <p>2～3 [略]</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

## 付 則

この訓令は、平成27年1月1日から施行する。

**告 示**

---

---

那覇市告示第 353 号

平成 26 年 12 月 3 日

掲 示 済

通知カード・個人番号カード関連事務の委任について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第35条第1項の規定に基づき、平成26年12月3日から通知カード・個人番号カード関連事務を地方公共団体情報システム機構に行わせることとした。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市告示第 385 号  
平成 26 年 12 月 19 日  
掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

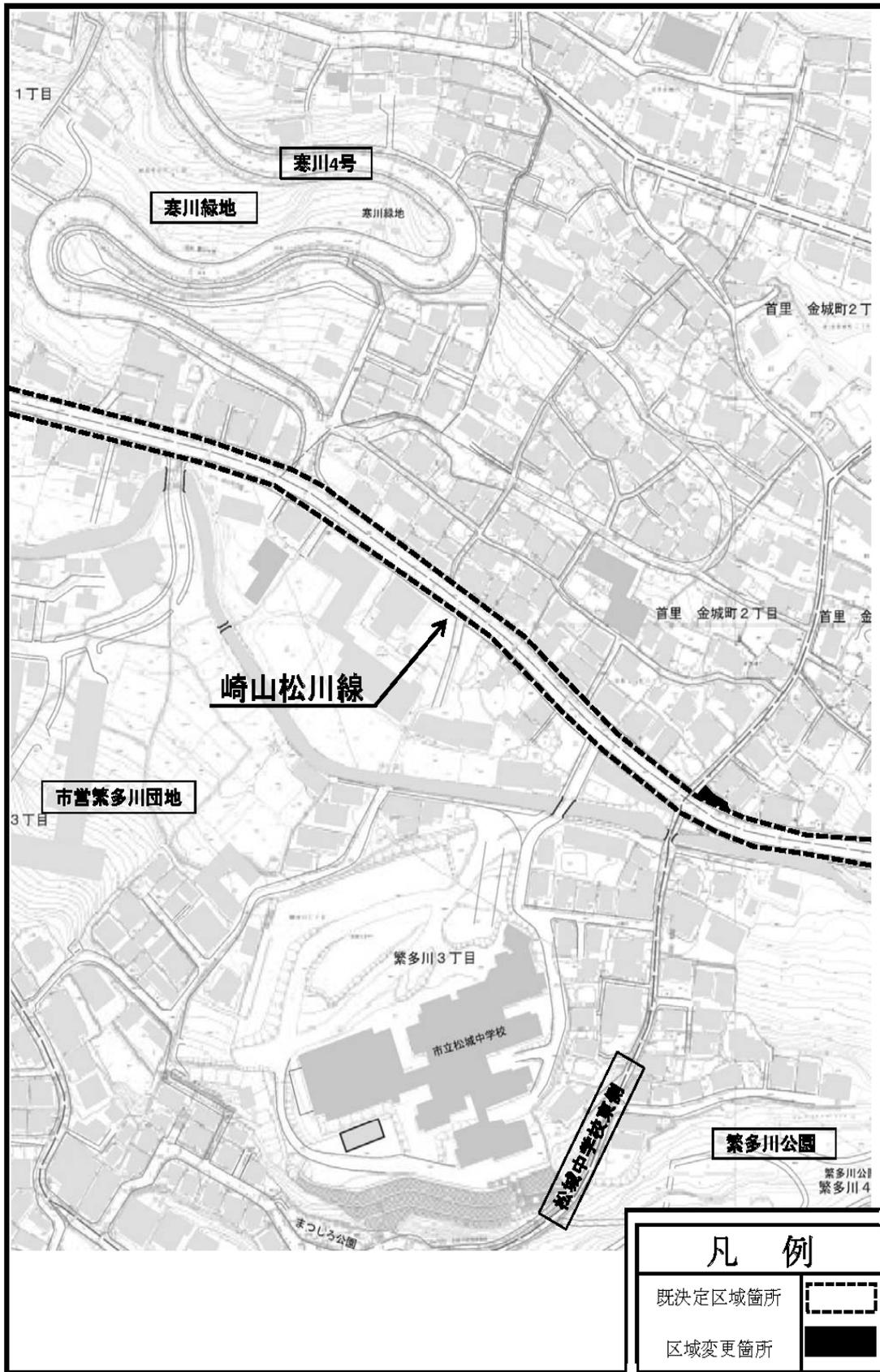
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

区域変更する路線

整理 番号	路 線 名	区 間	延 長 (m)	幅 員 (m)	備 考
13	崎山松川線	首里崎山町 4 丁目 199 番～ 松川 2 丁目 11 番	2, 209. 5	9. 0～ 24. 6	区域追加

# 市道路線の区域変更位置図



## 那 覇 市 告 示 第 396 号

平成 26 年 12 月 26 日

掲 示 済

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

那覇市長 城 間 幹 子

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱の一部を改正する要綱

那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱(昭和 61 年告示第 31 号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第 1 条 この要綱は、 <u>那覇市契約規則(1971 年那覇市規則第 13 号)第 11 条第 2 項</u> の規定により、市が行う庁舎等清掃業務及び警備業務委託契約についての制限付一般競争入札参加資格その他必要な事項について定めるものとする。	(趣旨) 第 1 条 この要綱は、 <u>那覇市契約規則(平成 26 年那覇市規則第 59 号)第 3 条第 2 項</u> の規定により、市が行う庁舎等清掃業務及び警備業務委託契約についての制限付一般競争入札参加資格その他必要な事項について定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

那覇市告示第 405 号  
平成 27 年 1 月 6 日  
掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行うので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項第 1 号の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 城 間 幹 子

契約を締結する前

契約の内容 (役務の名称及び数量)	平成 26 年度(平成 27 年度課税分)市・県民税申告会場駐車場整理業務
契約相手方の決定方法又は選定基準	以下の条件を満たすことを要する。なお、団体等が複数ある場合は、見積書を徴し最も低いものと契約する。 1 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体であること。 2 本市内に拠点をもつ、業務の円滑な履行が可能であること。 3 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために、就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。 4 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。
申請方法	見積書提出(受付期間 1 月 21 日まで)
契約担当課	企画財務部市民税課 (861-3328)

## 那覇市告示第 415 号

平成 27 年 1 月 15 日

平成 26 年 (2014 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 26 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)

平成 26 年度那覇市の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 381,827 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 49,719,377 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

## 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 15,761,074	千円 7,890	千円 15,768,964
	1 国庫負担金	10,012,388	4,547	10,016,935
	2 国庫補助金	5,748,686	3,343	5,752,029
4 療養給付費等交付金		1,309,688	29,359	1,339,047
	1 療養給付費等交付金	1,309,688	29,359	1,339,047
5 前期高齢者交付金		2,425,989	△5,592	2,420,397
	1 前期高齢者交付金	2,425,989	△5,592	2,420,397
6 県支出金		2,987,190	1,136	2,988,326
	1 県補助金	2,476,447	1,136	2,477,583

9 繰入金		千円 4,761,755	千円 579	千円 4,762,334
	1 他会計繰入金	4,761,754	579	4,762,333
10 諸収入		7,868,480	348,455	8,216,935
	3 雑入	7,861,977	348,455	8,210,432
歳 入 合 計		49,337,550	381,827	49,719,377

## 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		千円 689,225	千円 62	千円 689,287
	1 総務管理費	484,913	62	484,975
2 保険給付費		27,340,075	2,859	27,342,934
	1 療養諸費	23,295,211	2,859	23,298,070
3 後期高齢者 支援金等		5,230,743	1,991	5,232,734
	1 後期高齢者支 援金等	5,230,743	1,991	5,232,734
4 前期高齢者 納付金等		3,773	303	4,076
	1 前期高齢者納 付金等	3,773	303	4,076
5 老人保健拠 出金		193	△12	181
	1 老人保健拠出 金	193	△12	181
6 介護納付金		2,538,676	△2,588	2,536,088
	1 介護納付金	2,538,676	△2,588	2,536,088
10 諸支出金		233,863	379,212	613,075
	1 償還金及び還 付加算金	231,341	378,714	610,055
	2 繰出金	2	498	500
歳 出 合 計		49,337,550	381,827	49,719,377

## 那覇市告示第 416 号

平成 27 年 1 月 15 日

平成 26 年 (2014 年) 12 月那覇市議会定例会で議決された平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号) の要領は次のとおりである。

那覇市長 城 間 幹 子

## 平成 26 年度那覇市下水道事業会計補正予算 (第 3 号)

(総則)

第 1 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計の補正予算 (第 3 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 26 年度那覇市下水道事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条 に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支 出		
第 1 款 下水道事業費用	5, 118, 018 千円	△2, 958 千円	5, 115, 060 千円
第 2 項 営業外費用	448, 428 千円	△2, 958 千円	445, 470 千円

(資本的収入及び支出)

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 960, 781 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 24, 320 千円、減債積立金 367, 701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 568, 760 千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1, 000, 781 千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 27, 282 千円、減債積立金 367, 701 千円及び過年度分損益勘定留保資金 605, 798 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	収 入		
第 1 款 資本的収入	1, 612, 21 千円	25, 000 千円	1, 637, 216 千円
第 4 項 その他資本的収入	1, 589 千円	25, 000 千円	26, 589 千円
	支 出		
第 1 款 資本的支出	2, 572, 997 千円	65, 000 千円	2, 637, 997 千円
第 1 項 建設改良費	1, 420, 153 千円	65, 000 千円	1, 485, 153 千円

那覇市告示第 417 号  
平成 27 年 1 月 15 日

土壤汚染対策法に基づく汚染されている区域の指定について

土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第 3 項において準用する同法第 6 条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 形質変更時要届出区域 別図のとおり（那覇市古波蔵 4 丁目 11 番 1 号地内）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成 14 年環境省令第 29 号）第 31 条第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物



---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 400 号

平成 26 年 12 月 19 日

掲 示 済

一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定に関する事項の縦覧について

建築基準法第 86 条第 1 項の規定による一の敷地とみなすことによる制限の緩和に係る認定をしたので、同条第 8 項の規定により公告する。その対象区域、建築物の位置等の事項を表示した図書を一般の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

- 1 認定番号  
第 H26 通知那覇市 0 0 0 0 0 3 号
- 2 認定年月日  
平成 26 年 12 月 18 日
- 3 対象区域等の地名地番  
那覇市首里石嶺町 4 丁目 1 番 1、360 番 3
- 4 縦覧に供する場所  
那覇市役所 都市計画部 建築指導課  
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号 那覇市役所 9 階

## 那覇市公告第 403 号

平成 26 年 12 月 22 日

掲 示 済

## 都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 城 間 幹 子

## 1 都市計画の種類

那覇広域都市計画道路及び公園

## 2 都市計画の名称及び変更する土地の区域

- (1) 名 称 : 那覇広域都市計画道路 3・2・4 号 那覇内環状線  
変更する部分 : 那覇市古波蔵 3 丁目、古波蔵 3 丁目地先、壺川 2 丁目、壺川 2 丁目地先及び鏡原町
- (2) 名 称 : 那覇広域都市計画道路 3・4・85 号 龍潭線  
変更する部分 : 那覇市首里大中町 1 丁目、首里真和志町 1 丁目及び首里当蔵町 1 丁目
- (3) 名 称 : 那覇広域都市計画公園 5・5・那 5 首里城公園  
変更する部分 : 那覇市首里大中町 1 丁目、首里真和志町 1 丁目及び首里当蔵町 1 丁目

## 3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (那覇市役所本庁舎 9 階)

---

---

## 上下水道局規程

---

---

那霸市上下水道局規程第 12 号  
平成 26 年 12 月 26 日  
公 布 済

那霸市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程の一部を改正する規程をここに公布する。

那霸市上下水道事業管理者  
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程の一部を改正する規程

那覇市上下水道局長期継続契約を締結することができる契約を定める規程(平成22年那覇市上下水道局規程第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>那覇市上下水道局の長期継続契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成21年那覇市規則第49号。以下「施行規則」という。)を準用する。この場合において、施行規則の規定中「規則」とあるのは「規程」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、施行規則第5条中「<u>那覇市契約規則(1971年那覇市規則第13号)第3条第1項本文</u>」とあるのは「<u>那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第29条第1項本文</u>」と読み替えるものとする。</p>	<p>那覇市上下水道局の長期継続契約については、法令その他別に定めがあるもののほか、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則(平成21年那覇市規則第49号。以下「施行規則」という。)を準用する。この場合において、施行規則の規定中「規則」とあるのは「規程」と、「市長」とあるのは「上下水道事業管理者」と、施行規則第5条中「<u>那覇市契約規則(平成26年那覇市規則第59号)第28条第1項</u>」とあるのは「<u>那覇市上下水道局契約事務規程(平成17年那覇市水道局規程第1号)第29条第1項本文</u>」と読み替えるものとする。</p>
<p>備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。</p>	

#### 付 則

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

那覇市上下水道局規程第 13 号  
平成 26 年 12 月 26 日  
公 布 済

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程をここに公布する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 翁 長 聡

那覇市上下水道局審査基準等の設定及び公表に関する規程

那覇市上下水道局における行政手続法(平成5年法律第88号)及び那覇市行政手続条例(平成9年那覇市条例第38号)に基づく審査基準等の設定及び公表については、別に定める場合のほか那覇市審査基準等の設定及び公表に関する規則(平成26年那覇市規則第57号)の規定の例による。

この場合において、同規則中「この規則」とあるのは「この規程」と、「市長、公平委員会、農業委員会、福祉事務所長、保健所長、消防局長、建築主事及び指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により市長が指定する指定管理者をいう。)」とあるのは「上下水道事業管理者」と、「企画財務部長」とあるのは「企画経営課長」と読み替えるものとする。

付 則

この規程は、平成27年2月1日から施行する。

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 8 号

平成 27 年 1 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

平成 26 年度定期監査 (工事監査) の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査 (工事監査) を行ったので、同条第 9 項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

## 平成26年度定期監査(工事監査)結果報告書

## 第 1 監査の概要

## 1. 監査の種類

工事監査 (地方自治法第 199 条第 4 項による監査)

## 2. 監査の対象

工事監査実施要領第 1 に基づき、平成 26 年 11 月 21 日現在施行中の土木工事、建築工事、機械及び電気工事等 49 件の中から 3 件を選定した。

- 1) 真和志中学校屋内運動場改築工事 (建築)
- 2) 平成 26 年度 1 工区久米地内公共下水道工事
- 3) 平成 26 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事 (その 2)

## 3. 監査の期間

平成 26 年 8 月 25 日から平成 26 年 12 月 25 日まで

#### 4. 監査の方法

監査は、都市監査基準の工事監査等の着眼点のうち、主に計画、設計、積算、契約、施工、維持管理等について、経済性、効率性、安全性及び諸手続きが適正に確保されているかを主眼として、各工事について課長、担当職員より説明を聴取し、これらの各項目の各段階において実施された工事が適正であるかどうかについて、書類審査及び現場調査を実施した。

なお、実施にあたっては、工事技術調査業務委託契約に基づき、公益社団法人大阪技術振興協会から派遣された技術士(建設部門・総合技術監理部門)を交えて工事関係職員から説明を聴取し、設計図書、監査資料等の書類審査及び現場調査を行った。

### 第 2 監査の結果

1. 関係書類を検査し、疑問点は説明者に質問して、当該工事の計画、調査、仕様、積算、契約、施工管理、品質管理、監理・監督等の各段階における技術的事項の実施態様について、整合性を検査した結果、概ね適正である。
2. 積算に関しては、建築工事積算基準、土木工事標準積算基準書(沖縄県土木建築部)や下水道用設計標準歩掛表(日本下水道協会)等及び営繕工事標準単価表、建築施工単価、建築コスト情報、実施設計単価表、建設物価、積算資料、見積比較等に基づき積算され、適切な積算である。
3. 設計図書、その他工事関係書類は必要かつ十分であり、その整備も良好である。また、改善が必要な点については直ちに改善に取り組んでいることから、現場の施工状態も概ね適切で指摘すべき重大な問題点はなかった。

ただし、一部に改善を要する事項があり、これらについては、速やかに必要な措置を講じ、今後の適正な事務事業の執行に努められたい。

なお、公益社団法人大阪技術振興協会より工事概要、書類調査における所見及び現場施工状況調査における所見等について、平成26年12月5日付『那覇市平成26年度工事技術調査結果報告書』として提出されている。

## I. 真和志中学校屋内運動場改築工事 (建築)

### 1 工事内容説明者

教育委員会 生涯学習部 施設課

### 2 工事概要

既存屋内運動場及び水泳プールにおいては、経年的な老朽化が顕著であり、先に行われた耐力度調査において危険建物と判断されたため、改築を行うものである。

#### (1) 工事場所

那覇市字大道 158 番地

#### (2) 工事内容

敷地面積 10,544.12 m<sup>2</sup>

建築面積 1,921.08 m<sup>2</sup>

各階床面積 1 階 1,531.60 m<sup>2</sup>

2 階 1,604.50 m<sup>2</sup>

3 階 384.97 m<sup>2</sup>

延床面積 3,521.34 m<sup>2</sup>

構 造 鉄筋コンクリート造(一部鉄骨)

建物用途 1 階：屋内水泳プール 2 階：屋内運動場、武道場

#### 施設内容

1 階：プール、更衣室、便所、管理室、倉庫、機械室

2 階：屋内運動場（玄関ホール、アリーナ、ステージ、器具庫、放送室、  
便所、更衣室、体育準備室）

武道場（武道場、更衣室、器具庫）

#### 付帯施設

##### 【設備】

地下雨水タンク 120 トン

##### 【外構】

駐車場、囲障、植栽、小広場、防球ネット

#### (3) 工事請負業者

小波津組・鏡原組・丸善建設共同企業体

【1 回目で落札】

「制限付一般競争入札（共同企業体）参加業者 2JV（事後審査型）

予定価格事前公表 電子入札」

#### (4) 設計者

株式会社 末吉栄三計画研究室

- | (5) 工事費                     | 当初            | 変更            |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 設計金額 (税込)                   | 659,190,000 円 | 738,606,603 円 |
| 予定価格 (税込)                   | 659,190,000 円 |               |
| 請負金額 (税込)                   | 612,150,000 円 | 685,886,400 円 |
| (うち消費税及び地方消費税 29,150,000 円) |               |               |
- (6) 工事期間 平成 25 年 12 月 25 日から平成 27 年 3 月 31 日まで
- (7) 工事進捗状況 (平成 26 年 10 月末日現在)
- |       |        |       |        |                 |
|-------|--------|-------|--------|-----------------|
| 計画出来高 | 30.57% | 実施出来高 | 28.16% | 【計画より 2.41% 遅れ】 |
|-------|--------|-------|--------|-----------------|

### 3 調査項目 (着眼点)

#### (1) 実施計画について

ア 工事を執行するための計画は適切か。

#### (2) 設計について

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ 将来における維持管理の難易が考慮されているか。

#### (3) 積算について

ア 数量、歩掛、単価等などは適正か。また、その積算根拠は明確か。

#### (4) 施工について

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

エ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

オ 現場の安全管理は適切に行われているか。

カ 環境に配慮した施工がなされているか。

#### (5) 工事事務について

ア 工事の契約は適正か。

イ 工事の事務処理は適正に行われているか。

### 4 調査所見

#### (1) 実施計画について

##### 【全体計画】

- ◇ 屋内運動場、武道場、温水プールの複合施設であり、ボリュームが大きいいため北の道路側に配置している。

- ◇ 南は、グラウンドに面しており採光、通風とも最適である。
- ◇ 東と西の両端に外部階段が設けられ、避難上有利な配置となっている。
- ◇ 東外部階段は、将来改築の校舎棟を繋ぐブリッジとなり学校開放時に外来者は北門、あるいは駐車スペースから直接アプローチできる。
- ◇ 建築工事の計画通知関係書類、関連相互間の調整等については、関係者の意見を十分に取入れた計画である。適正に計画実施されていた。

**【その他】**

- ◇ 運動場が市内で最も狭小であるため、可能な限り運動場を広く確保すると共に歩道を分離し、校地全体に目が行き届くような配置計画を行った。
- ◇ 敷地に設置する歩道に対しても圧迫感を軽減するよう壁面を後退し、歩行者が休憩できるベンチ等を設置し、ゆとりと潤いのある空間を提供するよう心掛けた。

**(2) 設計について****【環境面】**

- ◇ 屋内運動場を敷地南側から道路沿いの北側に配置することにより、南側の近隣家屋に対し、採光・通風を確保し、圧迫を軽減した。
- ◇ 屋内温水プールの熱源は、大気汚染等に配慮、ガスボイラーを採用した。
- ◇ 複層ガラスを採用し、断熱効果による、保温性を確保している。
- ◇ 地下には、雨水タンクを設け、約120トンの雨水を溜めることができる。
- ◇ 貯留した雨水は、ろ過装置でろ過され屋内運動場棟のトイレ洗浄水や樹木草花の散水用に使う。

**【耐震面】**

- ◇ 耐震壁をバランス良く配置することで耐震性の向上を図った。
- ◇ 武道場内部には、耐震天井を採用している。

設計会社の設計技術者および工事監理技術者などの関係書類は、整備されていた。

**(3) 積算について****【コスト縮減】**

耐力壁をバランス良く配置することで、短期応力の壁分担率を増やし、ラーメン構造の躯体量の軽減を図った。

**ア 数量算出について**

工事設計の数量算出は適正に算出作成されていた。

設計内訳書の数量算出は、業務委託された株式会社末吉栄三計画研究室によって、「公共建築工事積算基準」「建築数量積算基準」に準拠して作成していた。

適正な数量算出であった。

**イ 値入について**

沖縄県土木建築部発行の「建築工事積算基準 平成 24 年版」「営繕工事標準単価表平成 25 年版」及び市販の「建築施工単価」「建築コスト情報」「積算資料」

「建設物価」を使用し、刊行図書の採用年月を内訳書に記載していた。  
また、「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数 3 社以上の徴取がなされ、比較を経て最低単価を那覇市採用単価として積算していた。  
本工事の設計積算方法は、適正であると判断される。

#### ウ 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に作成整備されていた。

### (4) 施工について

#### ア 施工関係

##### (7) 関係諸官庁への届出

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。下記届出書を確認し、適正であった。

- a 建築確認 (第 H25 計認建築那覇市 000024 号)
- b 特定生活関連施設新築等計画書について  
(沖縄県福祉のまちづくり条例第 20 条第 1 項ただし書きの措置)
- c 景観計画区域内行為通知書
- d 省エネルギー措置の届出書
- e 確認済通知書  
(沖縄県赤土流出防止条例第 9 条第 4 項)

##### (イ) 現場代理人及び関係下請負等届

関係書類は、適正に作成整備されていた。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

##### (ロ) 工事カルテ

工事カルテの作成と (財) 日本建設情報総合センター (JACIC) の CORINS (工事实績情報サービス) 登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。

##### (エ) 工程管理

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ適正に管理されていた。

月始に、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

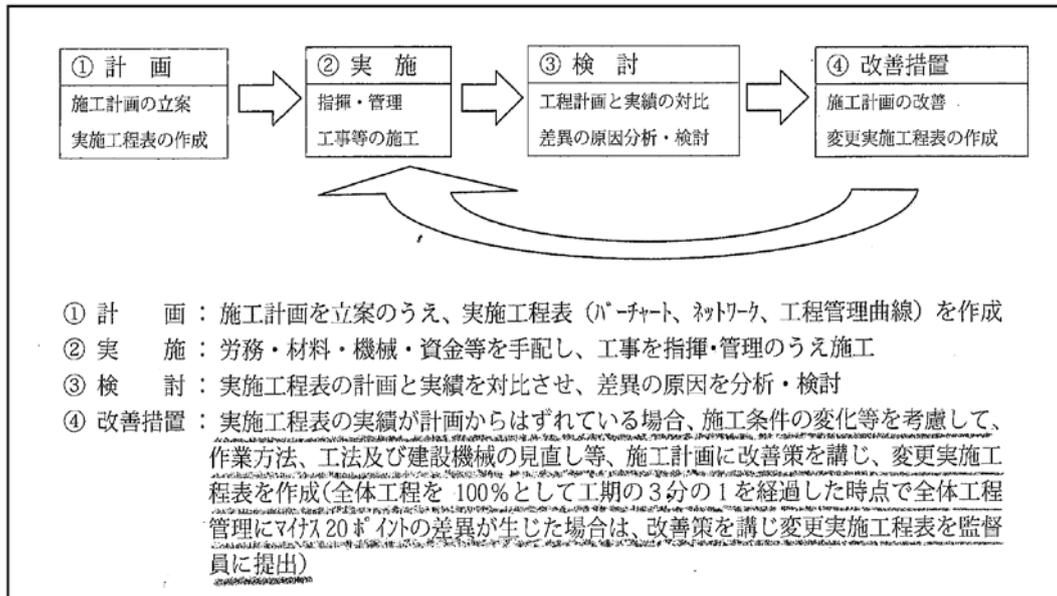
実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程管理であった。

しかし、作業員不足のため予定工期完成が難しい状況下にある。計画出来高 30.57%に対して、実施出来高 28.16%と 2.41%の遅れがある。

また、当初予定の工期（平成 26 年 12 月 26 日）から平成 27 年 3 月 31 日に変更されている。よって、現在計画出来高数値は、30.57%と少ない。

竣工日（期日）からの逆から工程表を作成させ、作業員労務工程（作業員確保）作成など対策が必要と思われる。何%遅れた時に「理由書」又は「変更工程表」を提出させるか明確にされることが望まれる。（要望事項）

#### 【参考資料】



#### (オ) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

本工事の場合は、下請負契約総額 4,500 万円以上の工事であり、施工体制台帳が作成されていた。また、適正な下請負人届書で適正に管理されていた。

#### (カ) 施工計画書

施工計画書については、施工工種毎に適正に作成させ、見やすくファイリングされていた。適切な内容であった。

#### (キ) 写真管理

提示された写真について確認した。適正に整理されていた。

#### (ク) 工事材料及び品質関係の書類

使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

- a 本工事は、地盤の地耐力を得るため、地盤改良工（固化材添加で地盤耐力を向上）を設計変更している。固化材添加量を土質 1m<sup>3</sup>当り 50kg 使用している。

平板載荷試験を実施しているが、地耐力確認試験結果である。添加量 50kg/m<sup>3</sup>の根拠を明確にされること。（注意事項）

- b 杭打工（PHC杭）芯ズレは、D/4（Dは杭径）かつ 100mm 以内で、傾斜は 1/100 以内であり、芯ズレが発生した場合は、担当設計士と打合わせることと「建築工事監理指針（社）公共建築協会」に記載されている。

本工事の規格値ズレの杭（X5-Y6）は、150mm ズレがあった。

基礎の安全性の確認（無対策：現状でOK！）の根拠を担当設計士の確認書類として整えること。（注意事項）

(ケ) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

イ 環境保全

- (ア) 市内で最も校地面積が狭く、接続する公道も共益かつ交通量が多いため、交通誘導員が常駐し、安全の確保に努めている。
- (イ) コンクリートの打設時においては、圧送車の配置等を工夫し、近隣への迷惑を増大させないように、誘導員を増員して行っている。
- (ウ) 水はけが悪いため、根切り底に溜まった雨水をポンプアップし、濁水処理を施した上で排水を行っている。
- (エ) 環境に配慮した濁水プラントを現場に設置し、排水管理していた。
- (オ) 周辺は、密集市街地で、住宅や学校、飲食店も多く立ち並び、歩行者も多いため現場出入り口や周辺の清掃を徹底し、夜間は保安灯の設置等を行なっている。本工事においては、具体的な環境パフォーマンス（数値）を設定し、実行してほしい。（要望事項）

(カ) 建設廃棄物処理に関する書類

- a 発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書（実施書）を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。
- b 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認した。適正であった。

ウ 安全管理

- (ア) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。

良好な安全管理を実施していた。

- (イ) 本工事以外に別途発注工事（電気設備工事、機械設備工事）があった。労働安全衛生法第 30 条第 2 項の同一敷地での別途工事があり、法第 30 条の措置を講じる「元方事業者」を指名することが必要となる。（様式統一することが望ましい）。（注意事項）

また、指名された「元方事業者」は、毎月 1 回の「（仮称）労働安全衛生委員会」を開催し、議事録保存させ、「統括安全衛生責任者」としての職務遂行させることが望ましい。（注）今回工事は、作業員が常時 50 人以上にならないと思われる。よって、「統括安全衛生責任者に準ずる者」としての活動記録が必要となる。（要望事項）

- (5) 工事事務について（設計者・施工業者の選定、契約）

ア 設計者

設計会社の選定基準は、担当部課からの「業者の選定内申」により指名審査専門部会を経て、指名競争入札であった。「那覇市指名競争入札実施要領」に沿って適正であった。

イ 施工業者の選定

「那覇市契約規則第 14 条第 4 項」「那覇市建設工事共同企業体取扱要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報の公開に関する取扱要領」「那覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた。

本工事は、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条」の規定により議会の議決に付さなければならない予定価格 1 億 5,000 万円以上の金額で議会議決に付され、適正に契約を締結していた。

【建築一式工事】

ウ 契 約

(7) 契約保証

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

- a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図れていた。

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】

- b 前払金保証については、契約約款通りであり適正である。

H25 年度 20,619,000 円

H26 年度 234,644,000 円

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

- c 部分払金

1 回 平成 26 年 3 月 28 日 22,025,000 円

- (イ) 工事契約書

工事請負契約書は、適正に作成されていた。

(ウ) 建退共証紙など書類

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(エ) 契約約款第 48 条 (火災保険など)

第 48 条第 2 項に、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを甲に提示することが記載されている。火災保険、建設工事の契約書の証券写しを提出させ適正であった。本工事の当初工期は、平成 26 年 12 月 26 日から平成 27 年 3 月 31 日に工期変更され火災保険の契約書の期日も平成 27 年 3 月 31 日に変更されていた。

繰越等の関係もあり、工期内検査を行なうとのことであるが、万一工期内検査におぼつかない場合は、検査完了日までの火災保険期間の延長が必要である。

(要望事項)

5 現場施工状況調査における所見

旧建物の埋設物や、想定以上の地盤の悪条件により、当初より工期を 3 カ月延長した。社会的な職人不足の影響が懸念されるが、遅れが生じない様、作業員の人員確保に努めているとのことである。

【問題点や課題】

設計上：可能な限りグラウンドを広く確保すること、歩行者と車両の分離、近隣住宅への圧迫感の軽減が設計の大きな課題であった。

本工事完了後に引き続き行なわれる予定の校舎改築工事の施工法や仮設計画が今後の課題である。

施工上：埋設物や地盤の悪条件により、土留工事の追加が生じた。

また、水はけが非常に悪く、雨天による影響が大きいいため、基礎工事が難航している状況である。

6 技術調査全般

サンプリング監査のため、細部まで確認することができなかったが、工事の施工状況及び監督員管理は適正であった。

材料承認一覧表・段階確認書・出来形管理図表などは管理チェックリストを活用し、客観的・定量的な突合・照合をすると管理が簡便化される。

工事監督員管理に於いて、国土交通省営繕ガイドラインに沿う「確認項目及び確認方法の例示一覧」を参考に確認項目と上記チェックリストとを関連付ける管理をなされると良い。

## II. 平成 26 年度 1 工区久米地内公共下水道工事

### 1 工事内容説明者

上下水道局 上下水道部 下水道課

### 2 工事概要

都市の健全な発達及び公衆衛生の向上に寄与し、公共用水域の水質保全に資すること。また、老朽化した下水道施設の改築を行うこと。

#### (1) 工事場所

那覇市久米外 3 地内

#### (2) 工事内容

管きよ工

管布設 (開削) VU φ 150 48.1 m

管布設 (開削) VU φ 200 281.1 m

マンホール工

組立マンホール工 5 基

副管設置工 1 基

小型マンホール工 3 基

蓋替工 40 箇所

取付管及びます工

支管取付工 26 基

ます設置工 10 箇所

開削水替工 1 式

付帯工 1 式

#### (3) 工事請負業者

株式会社 新生実業

【1 回目で落札】

(制限付き一般競争入札 参加業者 3 社 予定価格事前公表 電子入札)

#### (4) 設計及び工事監理

設 計：株式会社 あすもり建設コンサルタント

株式会社 興洋エンジニアリング

株式会社 沖橋エンジニアリング

工事監理：直営

#### (5) 事業費

設計金額 (税込み) 36,504,000 円  
予定価格 (税込み) 36,504,000 円  
請負金額 (税込み) 32,853,600 円 (うち消費税及び地方消費税 2,433,600 円)

(6) 工事期間

平成 26 年 8 月 12 日から平成 27 年 2 月 13 日まで

(7) 進捗状況 (平成 26 年 10 月末日現在)

計画出来高 41.1 % 実施出来高 46.6 % 【計画より 5.5 %早い】

3. 調査項目 (着眼点)

(1) 実施計画について

ア 工事を執行するための計画は適切か。

(2) 設計について

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ 将来における維持管理の難易が考慮されているか。

(3) 積算について

ア 数量、歩掛、単価等などは適正か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 施工について

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

エ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

オ 現場の安全管理は適切に行われているか。

カ 環境に配慮した施工がなされているか。

(5) 工事事務について

ア 工事の契約は適正か。

イ 工事の事務処理は適正に行われているか。

4 調査所見

(1) 実施計画について

公共用水域の水質保全に資すること。また、老朽化した下水道施設の改築を行なう。工事の施工性・安全性・経済性等において総合的に優れたものとし、地下埋設物、作業用地の確保、将来の維持管理等を考慮し計画した。

(2) 設計について

ア マンホールと管の接合部にはマンホール用可とう継手を使用している。

イ 取付管と本管をつなぐ支管は、可とう式支管を使用している。

「下水道設計標準図」及び設計会社からの下記設計委託報告書を確認した。

- ・平成 25 年度 首里金城町地内公共下水道設計業務委託 設計報告書  
(株式会社 あすもり建設コンサルタント)
- ・平成 20 年度 西地区公共下水道設計業務委託 設計報告書  
(株式会社 興洋エンジニアリング)
- ・平成 25 年度 松尾地内公共下水道設計業務委託 設計報告書  
(株式会社 沖橋エンジニアリング)

### (3) 積算について

#### 【工事コスト縮減】

◇ 埋め戻し材は、現場掘削土の土質試験を行ない、適否を確認後、使用している。

#### 【環境面】

- ◇ 路盤材及び舗装材は再生材を使用している。
- ◇ 重機は、排出ガス対策・低騒音・低振動型を採用している。
- ◇ 建設発生土を使用する。

#### 【その他】

◇ 公共バス路線となっている施工現場については夜間施工とした。

#### ア 積算

積算は、下水道協会の「下水道用設計標準歩掛表」及び沖縄県土木建築部発行の「土木工事標準積算基準書」に基づいた積算システム（算明）を導入し、沖縄県の「実施設計単価表」及び市販の刊行物、「建設物価」「積算資料」を用い適正に算出していた。

#### イ 工事設計書

「工事設計書」をチェックしたが、内容的に問題なく適正に整備されていた。

### (4) 施工について

#### 【問題点や課題】

- ◇ 占有物が輻輳しているため、各占有物件の正確な位置関係を把握する。
- ◇ 試掘により占有位置を確認後、下水道管理設に支障がないか確認する必要がある。

#### ア 施工関係

##### (ア) 関係諸官庁への届出

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。道路使用許可証を確認し、適正であった。

消防署長への「道路工事届出書」の確認ができなかったので整備させてお

くこと。（注意事項）

- (イ) 現場代理人、主任技術者届及び関係下請負等届  
現場代理人及び主任技術者届は、適正に整備されていた。  
工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。  
施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。
- (ウ) 工事カルテ  
工事カルテの作成と（財）日本建設情報総合センター（JACIC）の CORINS（工事实績情報サービス）登録は行われており、関連書類は適正に整備・保管されていた。
- (エ) 工程管理  
契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ適正に管理されていた。月始に、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。  
実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程管理であった。
- (オ) 施工体系図及び施工体制台帳  
施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。  
本工事の場合は、下請負契約総額 3,000 万円以下の工事であり、施工体制台帳の作成を必要はないが、適正な下請負人届書で下請負金額を把握し適正に管理されていた。
- (カ) 施工計画書  
施工計画書については、適正に作成させ、見やすくファイリングされていた。適切な内容であった。
- (キ) 写真管理  
提示された写真について確認した。適正に整理されていた。
- (ク) 工事材料関係の書類  
使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

## (ケ) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

- a 工事着工段階で「設計照査」を行なっているが、国土交通省の「設計照査ガイドライン」に沿い、統一された那覇市様式を作成させることが望まれる。  
(要望事項)

## イ 環境保全

公共バス路線となっている箇所の施工箇所は、夜間施工を行なう等、近隣地域住民及び一般車両に配慮し、交通誘導員を常駐させ安全の確保に努めていた。また、施工に使用する重機は、低騒音・低振動建設機械を使用していた。

## (ア) 建設廃棄物処理に関する書類

- a 発生材について、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再資源利用計画書(実施書)を業者に提出させ、発注者側として管理されていた。

- b 廃棄物処理計画書は、整備されていた。収集運搬業者及び処理業者との契約において、契約書写しを確認した。適正であった。

- c 建設廃棄物処理委託の契約書は適正に提出させ管理されていた。

追次で提出させる追加委託業者もある。よって、一連の処理業者フロー図(排出事業者⇒運搬業者(複数)⇒中間処理業者(複数)⇒最終処分業者(複数))を添付させると分かり易くなる。(要望事項)

## ウ 安全管理

- (ア) 安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備されていた。良好な安全管理を実施していた。

- (イ) 作業員への安全管理は、ミーティング及びKY活動記録で作業員に周知徹底がなされていた。

## (5) 工事事務について(設計者・施工業者の選定、契約)

## ア 設計者

設計会社の選定基準は、担当部課からの「業者の選定内申」により指名審査専門部会を経て、指名競争入札であった。「那覇市指名競争入札実施要領」に沿い適正であった。

## イ 施工業者の選定

「那覇市契約規則第14条第4項」「那覇市上下水道局制限付一般競争入札要綱」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報の公開に関する取扱要領」「那

覇市電子入札運用基準」に基づき適正に執行していた。

【土木一式工事】

ウ 契 約

(7) 契約保証

契約に必要な書類は完備されており、その内容は適正であった。

- a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図れていた。

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の 10%】

- b 前払金保証については、契約約款通りであり適正である。

13,141,440 円

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の 40%以内】

(i) 工事契約書

工事請負契約書は、適正に作成されていた。

(ii) 建退共証紙など書類

建設業退職金共済制度への加入はなされていた。掛金納付書を確認した。

(e) 契約約款第 48 条 (火災保険など)

第 48 条第 2 項に、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを甲に提示することが記載されている。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

5 現場施工状況調査における所見

ア 工事の品質管理状況は、書面及び現場から判断して特に問題は認められなかった。

イ 作業終了後夜間の掘削完了後の復旧は、適切な方法で段差など生じさせないよう施工業者に指導、指示を行っていた。

6 技術調査全般

全工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手前、工事中の書類は整備されていた。書類も分かりやすく整備されていた。

施工及び管理は、書類はもとより、現場での管理が大切である。

施工延長も長く、地下埋設物も輻輳している。地下埋設物部分の人力掘削の徹底及び狭隘な施工個所での歩行者通路の確保など徹底させて頂きたい。

今回は全体のサンプリング監査であり詳細まで検証することができなかったが、施工管理 (工程内検査、段階検査) は、適切に実施されていた。

出来高が約 60%程度であり、残工事出来高が約 40%ある。良好な地元コミュニ

ケーションを図り、指導的立場を継続し、無事故、無災害完成をお願いする。

### Ⅲ.平成 26 年度那覇・福州友好都市交流シンボルづくり整備工事 (その 2)

#### 1 工事内容説明者

建設管理部 花とみどり課

#### 2 工事概要

那覇市と福州市は、昭和 56 年に友好都市の締結を行ない、平成 23 年で 30 周年を迎えたことから、今後も両市の友好・交流を記念すること、また、那覇市都市計画マスタープランにおいて若狭地域は、都市のシンボル軸の玄関口となっていることから、さらなる魅力づくりのためシンボル像の建設を行うものである。

##### (1) 工事場所

那覇市若狭地内

##### (2) 工事内容

###### 土工

掘削	663.5 m <sup>3</sup>
埋め戻し	240.1 m <sup>3</sup>
残土処理	690.7 m <sup>3</sup>

###### 躯体工

台座	B6.5m×L6.5m×H2.0m	2 箇所
杭基礎 (鋼管杭)	L=50.5m × 4 本/箇所	2 箇所
支柱設置	(鋼管 φ1016mm t32mm L=14.6m)	2 箇所
〃	(石像設置 花崗岩)	2 箇所
〃	(足場設置 枠組み 362m <sup>2</sup> /箇所)	2 箇所

###### 付帯工

縁石撤去復旧工	1 式
舗装止撤去復旧工	211.4m
誘導ブロック撤去復旧工	22.8m
防護柵撤去復旧工	1 式
園路撤去復旧工	162.4m
歩道撤去復旧工	1 式
車道撤去復旧工	1 式
アスファルト殻運搬・処分	4.6 m <sup>3</sup>
コンクリート構造物取壊運搬処分	4.48m <sup>3</sup>
植栽工	1 式

仮設工	1 式
土嚢設置撤去	170.3m
種子吹付	412.4m <sup>2</sup>
分電盤移設	1 式
磁気探査	
平面探査	905 m <sup>2</sup>
鉛直探査	45.8 m
ボーリング長	51.8 m

## (3) 工事請負業者

琉球建設産業 株式会社

【1回目で落札】

「指名競争入札(土木工事Bランク) 参加業者 14 社 予定価格事前公表

電子入札」

## (4) 設計及び工事監理

設 計：有限会社 構研テクノス

工事監理：直 営

## (5) 工事費

設計金額 (税込) 107,028,000 円

予定価格 (税込) 107,028,000 円

請負金額 (税込) 96,325,200 円 (うち消費税及び地方消費税 7,135,200 円)

## (6) 工事期間

平成 26 年 7 月 8 日から平成 26 年 12 月 25 日まで

## (7) 進捗状況 (平成 26 年 10 月末日現在)

計画出来高 37.98% 実施出来高 13.0%

【計画より 24.98% 遅い】

## 3. 調査項目 (着眼点)

## (1) 実施計画について

ア 工事を執行するための計画は適切か。

## (2) 設計について

ア 事業目的に適合した設計となっているか。

イ 現場の状況に適合した効率的で経済的な設計がなされているか。

ウ 仕様書、図面及び設計内訳書等の設計図書は的確に作成されているか。

エ 将来における維持管理の難易が考慮されているか。

## (3) 積算について

ア 数量、歩掛、単価等などは適正か。また、その積算根拠は明確か。

(4) 施工について

ア 工事施工計画は適切か。

イ 設計図書どおり施工されているか。

ウ 各種承諾図書、工事記録写真等の請負人提出書類は整備されているか。

エ 各種検査、材料試験等は適正に行われているか。

オ 現場の安全管理は適切に行われているか。

カ 環境に配慮した施工がなされているか。

(5) 工事事務について

ア 工事の契約は適正か。

イ 工事の事務処理は適正に行われているか。

## 4 調査所見

(1) 実施計画について

那覇市都市計画マスタープランにおいて若狭地域は、都市のシンボル軸の玄関口として、さらなる魅力づくりのためのシンボル像（大龍柱）を計画した。

【環境面】

- ◇ 支障となる既存木は伐採ではなく移植を行なう。
- ◇ 建設機械は、排出ガス対策型及び低騒音型を使用する。
- ◇ 埋戻し材に現場発生土を使用する。

(2) 設計について

【耐震面】

- ◇ レベル2の地震動に対応できる構造
- ◇ 「那覇・福州友好都市交流シンボルづくり実施設計業務委託 報告書（有限会社 構研テクノス）」を確認した。

風荷重及び地震動を考慮し、最大値にて検討設計を行なっており、適正であった。

(3) 積算について

【コスト縮減】

- ◇ 埋め戻し材に現場発生土を使用
- ◇ 基礎材等に再生材を使用

ア 工事積算

積算基準は、沖縄県土木建築部発行の『土木工事積算基準書』に基づく積算システム（算明）を導入し、沖縄県の「実施設計単価表」及び市販の刊行物「建設物価」「土木コスト情報」「積算資料」「土木施工単価」を用い適正に算出していた。

また、上記単価が採用できない「物価資料によらない場合」の原則として見積り業者数3社以上から徴取し、平均値を那覇市採用単価とし積算していた。適正であった。

#### イ 工事設計書

「工事設計書」のをチェックしたが、内容的に問題なく適切に整備されていた。

### (4) 施工について

#### ア 施工関係

##### (ア) 関係諸官庁への届出

必要な諸手続きは、的確に実施され、関連書類は適正に整備・保管されていた。下記届出書を確認し、適正であった。

##### (イ) 現場代理人、監理技術者届及び関係下請負等届

現場代理人及び監理技術者届は、適正に整備されていた。

工事下請負届は、表紙、体系図及び建設業許可票を確認した。

施工体系図を作成し、下請負人の技術者・資格の写しと共に整理され、適正に見やすくファイリングされていた。

##### (ウ) 工事カルテ

工事カルテの作成と(財)日本建設情報総合センター(JACIC)のCORINS(工事实績情報サービス)登録が行われていた。関連書類は適正に整備・保管されていた。

##### (エ) 工程管理

契約時及び施工計画書に詳細実施工程表を作成提出させ適正に管理されていた。月始に、先月工事出来高、今月施工予定を打合せ会議にて確認していた。

実施工程、施工各部分構成率、出来高工程曲線とリンクされ、適正な工程管理であった。

##### (オ) 施工体系図及び施工体制台帳

施工体系図は、適正に提出され、整備・保管されていた。

本工事の場合は、下請負契約総額3,000万円以上の工事であり、施工体制台帳の作成を必要とする。施工体制台帳は、現場で保管されている。適正な下請負人届書と共に下請負金額を把握し適正に管理されていた。

## (カ) 施工計画書

施工計画書は、本工事に沿った記載項目であり、適切に作成させていた。

施工計画を活用することにより、段階状況立会確認、材料承認など、監督員の検査チェックの忘れがなくなり、システムチックに現場管理を行っていた。

## (キ) 写真管理

提示された写真について確認した。適正に整理されていた。

## (ク) 工事材料関係の書類

使用資材製品届などは工事請負者から、監督員に提出され、適正に整備・保管されていた。また、材料の品質を証明する使用材料調書も請負者から監督員に適正に提出され、整備・保管されていた。

## (ケ) 打合せに関する書類

打合せについては、関係者協議・打合せ事項を一括してまとめ、的確に実施され、関係書類も整備・保管されていた。

## 【その他】

◇ 地域住民や公園利用者への協力願いを配付し、理解を得るよう配慮している。

## 【問題点や課題】

◇ 当該工事において、最も注意しなければならない高所での作業や重量構造物の吊り作業等の安全管理の徹底。

## イ 環境保全

(ア) 廃棄物処理計画書の整備、収集運搬業者及び処理業者との契約など適正に実施されていた。

(イ) 産業廃棄物管理票（マニフェスト票）は、確認できなかったが「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「資源の有効な利用の促進に関する法律」及び「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」などを遵守した再生資源実施計画書を提出させていた。

竣工書類検査段階で、設計書、マニフェストの最終確認を行い、運搬状況写真、処分地写真を確認することによることである。

## ウ 安全管理

(ア) 施工計画書より安全管理のための組織図、緊急時連絡体制図など整備させていた。

(イ) 作業員への安全管理は、朝礼、ミーティング及びK Y活動記録で作業員に

周知徹底がなされていた。

(5) 工事事務について (設計者・施工業者、契約)

ア 設計者

設計会社の選定基準は、担当部課からの「業者の選定内申」により指名審査専門部会を経て、指名競争入札であった。「那覇市指名競争入札実施要領」に沿い適正であった。

イ 施工業者の選定

本工事については、「那覇市契約規則第 14 条第 4 項」「那覇市建設工事競争入札参加者資格審査委員会規程」「那覇市建設工事の入札及び契約に係る情報の公開に関する取扱要領」「那覇市電子入札運用基準」に基づき、平成 26 年 5 月 29 日 (指名委員会)、平成 26 年 6 月 5 日 (業者指名通知) を行ない、平成 26 年 7 月 1 日に開札実施し、適正に執行していた。

【土木一式工事】

ウ 契約

(ア) 契約保証

a 地方自治法・金銭的保証制度として、履行保証制度の活用が図られている。

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の10%】

b 前払金保証について、契約約款通りであり適正であった。

38,530,000円

【西日本建設業保証株式会社 請負金額の40%以内】

(イ) 工事契約書

工事請負契約書は、適切に整備されていた。

(ウ) 建設業退職金共済に関する書類

建設業退職金共済制度への加入がなされ、掛金収納書 (原本) が添付されていた。

(エ) 契約約款第48条 (火災保険など)

第 48 条第 2 項に、保険契約を締結したときは、その証券又はこれに代わるものを甲に提示することが記載されている。第三者賠償責任保険契約書の証券写しを提出させ適正であった。

5 現場施工状況調査における所見

ア 杭基礎で使用する鋼管杭及び支柱で使用する鋼管等の資材については受注

生産であることから、製作日数に時間を要しており、計画工程より遅れが生じている状態である。資材搬入後は、これまで以上に打ち合わせを密に行い、工程管理を十分実施し、また、人員やパーティー数を増やす等して工程短縮を図って頂きたい。

イ 朝礼掲示板があり、KY記録、指示事項が記載され、作業員への適切な指示指導が伺い知れた。

ウ 夜間の工事範囲への立入禁止措置を明確にされること。また、立入禁止を啓蒙掲示しておくこと。(要望事項)

エ 現在杭打工事は休止状態であったが、再開時は、杭施工中の泥飛散防止対策を実施して頂きたい。(要望事項)

オ 杭施工時は、杭繋ぎ溶接が発生する。溶接箇所手元に消火設備を配置させるよう、徹底指導願います。(要望事項)

カ 敷地近接にグラウンドゴルフ場があり、施工に際しての飛散及び作業員管理の指導徹底をお願いする。(要望事項)

## 6 技術調査全般

工事を通じて、各種届出書や施工計画など、工事着手から工事完成までの書類は良く整備されていた。工事監理調書(土木・建築工事)、「土木工事特記仕様書」及び「施工条件明示補足」「磁気探査業務特記仕様書」「環境配慮仕様書」など提出書類チェック表を作成し、工事請負業者への適切な指導の現われと思われる。

今回の監査は、サンプリング監査であり細部まで検証できない部分があったが、本工事は、施工計画など、工事着手前から現在までの書類は適正に管理されていた。書類及び現場確認において、適正に管理及び施工がなされていた。

## 那 監 公 表 第 9 号

平成 27 年 1 月 15 日

那覇市監査委員	新 城 和 範
同	宮 里 善 博
同	翁 長 俊 英
同	亀 島 賢 二 郎

## 平成 26 年度財政援助団体等監査の結果について (公表)

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、市民文化部 (市民生活安全課)、福祉部 (福祉政策課)、健康部 (健康増進課) の財政援助団体等監査を行ったので、同条第 9 項の規定により監査の結果を、次のとおり公表する。

## 平成 26 年度

## 財政援助団体等監査結果報告書

## 第 1 監査の種類及び対象

## 1 財政援助団体監査

(1) 那覇市民生委員児童委員連合会

(所管部局 福祉部福祉政策課)

(2) 那覇地区防犯協会、小禄・豊見城地区防犯協会

(所管部局 市民文化部市民生活安全課)

## 2 出資団体監査

地方独立行政法人那覇市立病院

(所管部局 健康部保健所健康増進課)

## 第 2 監査の期間

平成 26 年 10 月 1 日から平成 26 年 12 月 25 日まで

## 第 3 監査の範囲

原則として平成 25 年度の事業を対象に実施した。

## 第 4 事業概要と監査結果等

(財政援助団体監査)

監査は、補助の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているか、また、平成 26 年 3 月、6 月に、事業費の一部が着服されるという不祥事が発覚したことを受け、事務の取扱い状況の検証を行うとともに会計経理等が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、主に現金預金の管理について現場実査を行い、関係職員から説明を聴取した。

1 事業の名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

所管部局名 福祉部福祉政策課

補助金の名称 那覇市民生委員児童委員連合会補助金

補助金の種類 団体運営費補助

法令・要綱名等 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱

補助金の目的

地域における市民の良き相談相手として、民生委員児童委員が地域に密着した活動を行うことができるようにするため、必要な経費を補助し、民生委員児童委員の活動の支援を行う。

補助対象団体 那覇市民生委員児童委員連合会(以下「連合会」という。)

## (1) 団体の概要

ア 所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地の 4

イ 設立年月日 昭和 47 年 2 月

ウ 設立の目的

那覇市の管内民生委員児童委員協議会（以下「単位民児協」という。）の資質の向上を図ることにより、地域社会の福祉の増進に努めることを目的とする。

エ 事業内容

- (ア) 単位民児協の指導と連絡調整に関する事
- (イ) 委員の研修に関する事
- (ウ) 資料の収集並びに調査研究、情報交換に関する事等

(2) 補助金額等

ア 補助金交付額(A)	29,704,000円
イ 総事業費(B)	32,404,778円
ウ 補助金充当率(A/B*100)	91.7%

(3) 監査の結果

ア 那覇市補助金の着服について

(ア) 一部着服の内容

連合会において、経理事務を担当していた臨時職員が市補助金等を着服する不祥事があった。

主な着服の手法としては、職員の不在時に無断で現金を引出していたこと、費用弁償及び物品の概算払いの戻し入れをしていなかったこと、支払伝票の支出額を改ざんしたこと及び架空の支払伝票を作成したことによるものである。

連合会からの報告によると、着服の総額は、290万4,291円となっている。その内訳は、平成25年度市補助金から153万6,394円、平成24年度互助会費から20万6,000円、平成24年度市補助金から116万1,897円となっている。

当該臨時職員は、平成24年度及び平成25年度の会計処理における着服の事実を認め、連合会へ平成26年2月17日に全額返還している。

返還金290万4,291円のうち227万9,804円は、平成24年度及び25年度の事業費として充当され、架空伝票により不当に交付された補助金418,487円については、市へ返還する予定である。

(イ) 不正経理の発生要因

当該臨時職員は、平成15年から連合会に採用され長年経理事務を1人で担当してきた。

不正経理の要因は、印鑑を施錠管理していなかったこと及び経理事務の処理に当たって、管理監督者による支払伝票と領収書等の十分なチェックがされていなかったこと、さらに帳簿と通帳の照合がなされていなかったことによるものである。

イ 指摘事項等

【那覇市民生委員児童委員連合会】

(ア) 現金・預金の管理について

連合会において、印鑑が施錠管理されていなかったため、職員の不在時に臨時職員が印鑑を持ち出し、一般会計等から290万4,291円を着服する不祥事があった。

管理監督者は、印鑑の管理を徹底するとともに、帳簿と通帳を照合し、その結果を少なくとも月 1 回は報告書を役員へ提出するなど経理事務の見直しを検討されたい。

(イ) 証憑書類の不備について

連合会に係る出納事務の証憑書類を審査した結果、次のとおり改善すべき事項があった。

- a 連合会の全体研修の際に支出された費用弁償は、単位民児協16団体中10団体は団体の代表者により代理受領されていたが、各出席者が受領した証拠書類はなかった。
- b 事務局長の決裁が漏れている支払伝票及び領収証の日付がないものがあった。
- c 経理事務については、手続きを経ることなく流用等が行われている科目があった。

経理事務においては、支払伝票に添付された領収証等の証憑書類が適切であるか職員によるチェックを行い、適正な予算執行に努められたい。

【福祉政策課】

(ア) 補助金の返還について

連合会において、臨時職員が市補助金等を290万4,291円着服する不祥事があり、その後平成26年2月17日に全額返還された。返還額のうち、連合会の互助会費20万6,000円を除いた市補助金227万9,804円は事業の未払分に充当された。

なお、架空の伝票が作成され不当に交付された補助金418,487円については、那覇市補助金等交付規則第17条に基づき返還するよう措置されたい。

(イ) 連合会の補助金額の決定について

連合会の補助金について、連合会から提出された平成25年度実績報告の収支決算額は2,961万1,822円であるにもかかわらず、2,970万4,000円で補助金が交付され、9万2,178円の差額が生じている。また、当該収支決算額の臨時職員賃金等については、平成24年度分の支払額27万2,777円が含まれている。

那覇市補助金等交付規則第13条の規定に基づき、実績報告書を改めて精査し適正な補助金額を確定されたい。

(ウ) 那覇市社会福祉事業補助金交付要綱について

連合会の補助金は、那覇市社会福祉事業補助金交付要綱により交付されているが、同要綱は他の社会福祉事業にも活用できるように規定されているため、当該補助金の事業目的、対象経費等が具体的に明記されていない。現行要綱の見直しを行うか、又は個別に交付要綱を作成されたい。

- 2 事業の名称 那覇・豊見城地区防犯協会補助金  
所管部局名 市民文化部市民生活安全課  
補助金の名称 那覇市防犯事業補助金  
補助金の種類 事業費補助  
法令・要綱名等 那覇市防犯事業補助金交付要綱

補助金の目的

犯罪や非行のない、明るく安全で住みよい地域社会の実現を目指した活動事業に対し必要な経費を補助し支援を行う

- 補助対象団体 (1) 那覇地区防犯協会  
(2) 小禄・豊見城地区防犯協会

設立の目的

犯罪のない地域社会の建設を目指し、住民の防犯思想の普及高揚並びに各防犯団体の円滑な運営と発展を促進させるため、各種事業を推進することを目的とする。

- 事業内容 (1) 防犯に関する企画、調査、研究  
(2) 防犯に関する広報  
(3) 防犯設備の指導改善等

補助対象団体

【那覇地区防犯協会】

- (1) 団体の概要  
ア 所在地 那覇市与儀 1 丁目 2 番 9 号  
イ 設立年月日 昭和50年 6 月 14 日  
(2) 補助金額等  
ア 補助金交付額(A) 1,496,485円  
イ 総事業費(B) 6,918,300円  
ウ 補助金充当率(A/B\*100) 21.6%

【小禄・豊見城地区防犯協会】

- (1) 団体の概要  
ア 所在地 豊見城市字瀬長17番 8 号  
イ 設立年月日 平成 9 年 12 月 11 日  
(2) 補助金額等  
ア 補助金交付額(A) 411,000円  
イ 総事業費(B) 2,718,700円  
ウ 補助金充当率(A/B\*100) 15.1%

監査の結果

- (1) 事業費の一部着服の概要について

ア 一部着服の内容

小禄・豊見城地区防犯協会において、経理事務を担当していた臨時職員が市補助金等を着服する不祥事があった。同協会の経理事務全般及び預金通帳と印鑑の保管管理を一任されていたことから、無断で預金口座から現金が引き出されていたものである。

同協会からの報告によると、着服の総額は424万873円となっている。

その内訳は、平成25年度市補助金から30万5,394円、特別会計の車両購入積立金から128万2,348円、20周年積立金166万525円、当該臨時職員が事務を兼務していた地域安全協力会から43万4,606円、金融機関防犯連絡会から55万8,000円となっている。

なお、当該臨時職員は同協会へ平成26年6月24日に全額返還している。

#### イ 不正経理の発生要因

同協会においては、当該臨時職員が1人で経理事務担当していた。

不正経理の要因は、1人の職員に通帳と印鑑の両方の管理を任せていたこと及び予算執行に当たっては管理監督者による入出金の十分なチェックが行われていなかったことによるものである。

### (2) 指摘事項等

#### ア 補助団体

##### 【那覇地区防犯協会】

那覇地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っており、管理監督者による定期的な確認が行われていない。このような状況は、将来において不正な事務処理を誘発する原因となる。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的を確認し、内部統制の強化を図られたい。

##### 【小禄・豊見城地区防犯協会】

小禄・豊見城地区防犯協会は、経理事務を担当する職員が1人しかおらず、預金通帳と印鑑を同一人が管理し、現金の出し入れも当該職員1人で行っていた。管理監督者による定期的な確認が行われていなかった。そのため職員による補助金着服の不祥事が発生した。

同協会は、不正を防止するため月次報告書等を作成し、管理監督者による出納簿と預金通帳を定期的を確認し、内部統制の強化を図られたい。

#### イ 【市民生活安全課】

##### (ア) 補助金の交付申請手続きについて

那覇市防犯事業補助金は、那覇市防犯事業補助金交付要綱第3条により毎年5月末日までに補助申請を行わなければならないと規定されている。しかしながら、那覇地区防犯協会は、平成25年6月11日、小禄・豊見城地区防犯協会は、同年8月26日に当該年度に係る補助金の交付申請を行っている。

当該要綱第3条の規定を遵守し、適切な時期に交付申請の手続きがなされるよう団体を指導されたい。

##### (イ) 補助事業の変更手続き及び対象経費の明確化について

小禄・豊見城地区防犯協会の実績報告の収支決算書において、交付申請時の収支予算書の事業費にはない分担金、標識等購入費等の費目が事業費として執行されていた。所管課は補助事業の内容変更につい

て口頭により市長の承認を行ったとしているが、那覇市防犯事業補助金交付要綱第6条によれば「その内容に変更があった場合は、速やかに書面で報告しなければならない」と規定されている。補助金交付要綱を遵守し、適切な事務の執行に努められたい。

また、補助金等の額の確定を行う審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条により補助金がどのような経費に充当され、どのような成果を挙げているかを検証・判断できるよう補助金交付要綱において対象経費を支出費目別に明確に示されたい。

(ウ) 実績報告書の確認について

小禄・豊見城地区防犯協会への補助金の対象事業は平成25年4月から平成26年3月まで実施しているにもかかわらず、事業報告書には平成26年2月、3月分の事業報告が記載されていなかった。

実績報告書等の審査に当たっては、那覇市補助金等交付規則第13条に基づき、申請内容どおりに事業が実施され、経費が適正に支出されたか検証を行うなど適正な審査を実施するよう努められたい。

(出資団体監査)

監査は、出資の目的に沿って適切に運営されているか、会計経理等が適正に行われているかを主眼として、抽出した諸帳簿等関係書類を検査するとともに、関係職員から説明を聴取し現地調査を行った。

地方独立行政法人 那覇市立病院 (以下「法人」という。)

1 団体の概要

(1) 所在地 那覇市古島二丁目31番地1

(2) 基本財産 12億9,920万5,376円

(3) 開設年月日 昭和55年5月1日

平成20年4月1日に地方独立行政法人に移行

(4) 設立の目的

地域住民に救急医療及び高度医療をはじめとした医療を提供するとともに、地域の医療機関及び市と連携して、住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(5) 事業内容

ア 医療を提供すること

イ 医療に関する調査及び研究を行うこと

ウ 医療に関する従事者の研修を行うこと

エ 人間ドック、健康診断等の予防医療を提供すること

オ 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと

2 市との関係

(1) 出資金 (市出資率 100%) 12 億 9,920 万 5,376 円

市は、法人に対し平成20年4月の地方独立行政法人移行時に、病院の土地 (時価 36 億 5,200 万円)、建物 (時価 20 億 6,200 万円)、及び地方

公営企業時代に法人が保有していた普通預金（7億6,519万4,366円）定期預金（13億円）を出資し、それから退職給付引当金（29億7,346万3,100円）移行前地方債償還債務（27億9,575万6,951円）一年以内返済予定移行前地方債償還債務（7億1,076万8,939円）の合計を差し引いた額12億9,920万5,376円を出資金としている。

(2) 補助金

ア 病院群輪番制病院運営補助金	610万5,000円
イ 小児救急医療支援補助金	652万4,000円
ウ 災害危機対策機器整備事業補助金	1,572万835円

(3) 負担金（那覇市立病院運営負担金） 3億7,364万8,000円

(4) 貸付金（病院医療機器整備事業資金貸付金） 2億9,000万円

3 監査の結果

ア 運営に関する事項

平成25年度収支計画に対する実績は、次のとおりである。

平成25年度収支計画との比較 (単位：百万円)

主なもの	当初計画 (A)	実績 (B)	(B) - (A)
営業収益	12,093	12,093	0
医業収益	11,776	11,760	△16
営業費用	12,137	11,708	△429
給与費	6,964	6,688	△276
材料費	2,314	2,397	83
経費	1,917	1,707	△210
当期純利益	11	446	435

法人は、市長が定めた業務運営に係る中期目標を達成するため、中期計画及び年度計画を作成し、これに基づき業務を運営している。第2期中期計画（平成24年4月1日～平成28年3月31日）における平成25年度の当期純利益は、年度当初計画の1,100万円に対し4億4,600万円で4億3,500万円の増となっている。これは主に、営業費用が4億2,900万円減少したことによるものである。営業費用減少の主な要因は、材料費が8,300万円増加したものの、計画していた医師、看護師等の確保ができなかったことで給与費が2億7,600万円、修繕費等経費が2億1,000万円減少したことによるものである。

経営状況について見ると、対平成24年度比較において、診療単価の加算となる理学療法士、薬剤師、看護師等の大幅増員による診療報酬の増額もあり、法人の主な収益である医業収益は2億5,021万4,047円増加している。一方、職員39人増による人件費の増加により医業費用も2億5,889万2,551円増加している。今後、病院の建替えが検討されており大幅な資金需要の増加が見込まれることから、さらなる収益の確保と効率的な経営によるコスト削減に努め、安定的な経営基盤を確立していく必要がある。

また、財務事務に係る内部統制の向上に努め、適切な事務を執行することが必要である。

以上、運営状況について述べてきたが、法人の事業は下記指摘事項を除き、適切に運営されていると認められる。

(2) 指摘事項

ア 【法人】

(7) 固定資産の管理について

固定資産管理規程第 27 条は、「定期的かつ随時に固定資産の現物と固定資産台帳と照合しなければならない」と規定されているが、平成 20 年 4 月以降において現物確認はされていない。また、当該規程第 20 条第 5 号の規定により「器械備品に資産管理ラベルを貼付すること」とされているが、平成 20 年度に取得した器械備品の全部とそれ以降の新たに購入した器械備品について資産ラベルの貼付が徹底されていない。

当該管理規程に基づき固定資産の現物確認を行い、適正な資産管理をされたい。

(イ) 物品分任出納員及び物品管理規程等の整備について

医薬品及び診療材料の出納及び保管については、会計実施規程第 26 条により医薬品については薬剤部長、医薬品以外の物品については財務課用度グループ長を物品出納員と規定しているが、現場で実際に医薬品の出納、管理業務に従事する職員について定められていない。物品管理の責任の所在を明確にするため、任免規定を整備されたい。

また、医薬品及び診療材料の購入、納品、出庫、返品、廃棄等の手続きに関する規程等が定められていない。これら一連の手続きについて、正確かつ効率的に業務を行うために、規程及びマニュアルを整備されたい。

(ウ) 医療機器の選定について

那覇市立病院医療機器選定委員会要領第 3 条（審議事項）では、取得見込価格が 500 万円以上で理事長（病院長）が指定する医療機器の選定に当たっては、審議事項とする旨規定している。平成 25 年度の 500 万円以上の医療機器の購入は 18 件あったが、その内 3 件のみが那覇市立病院医療機器選定委員会（以下「選定委員会」という。）に付議されていた。

那覇市立病院は、医療機器の購入に当たっては、額の多寡に関わらず病院長が主宰する経営企画会議において必要度・採算性等を検討し購入を決定している。選定委員会に付議されるのは、医療機器を複数のディーラーが扱っている場合及び複数の部署で医療機器を共用する場合である。

医療機器の選定は病院経営に重大な影響を及ぼすことから、前記の条件に限定することなく、「その重要性及び特殊性に鑑み機器選定の適正さと手続きの透明性を確保するため」と規定した選定委員会要領第 1 条（設置）の主旨に基づき、500 万円以上については、同委員会へ付議するよう検討されたい。

## (エ) 労働組合事務所の無償貸付について

那覇市立病院内の労働組合事務所について、労働組合から借受の申請手続きがなされないまま使用させている。また、当事務所を当組合との労働協約第 11 条第 1 項を根拠に無償で貸付けている。

那覇市立病院固定資産貸付規程第 6 条第 1 項は、貸付けの申請手続きを定めていることから、当組合に対し同規定に基づき固定資産借受申請書を提出させ、また、同規程第 8 条第 3 項第 1 号は、貸付料の 4 割以内の減額と定めているため、同規定に基づき対応されたい。

## (オ) 那覇市立病院施設管理業務委託について

那覇市立病院施設管理業務委託は、契約額が 1 億 7,278 万 3,800 円、契約期間 3 年の施設管理業務である。同契約は那覇市立病院契約規程第 20 条第 1 項第 6 号を根拠に、競争入札に付することが不利と認められるという理由で随意契約を締結している。

随意契約の主な理由は、施設の維持管理に実績があること、開院当初から施設の維持管理を請け負っていることなどとなっているが、これらは競争入札に付することが不利になる理由にはならない。また、事前に 3 者から見積書を徴取しており、受託が可能な業者が複数あることから、競争入札を実施されたい。

## (カ) 契約事務について

入札及び契約事務において、入札時に指名事業者の決定、予定価格の設定等を行い、契約時には落札者の決定、契約額の確定を行う必要から、少なくとも入札起案時と契約起案時に、その都度決裁を得て、決裁者の確認を得るべきである。

しかし、総務課で所管している「平成 25 年度那覇市立病院警備業務委託」他 7 件の契約事務においては、上記で述べた契約事務手続きが行われておらず、入札起案時の一つの起案で、契約時の決裁を省略して行っていた。

契約時の決裁がないことは、落札者の決定や契約額の確定における決裁者の確認がないまま契約事務手続きが行われていることになり、不適切な事務処理である（入札件数 8 件中 7 件あった）。

また、その他事務局の契約事務において、以下の不適切な事務処理が散見された。

- a 契約締結が事後決裁となっているもの
- b 契約書や覚書に契約の日付がないもの
- c 個人情報保護規定に基づく個人情報の特約条項が添付されていないもの
- d 契約書の公印が遡及押印されているもの
- e 随意契約において予定価格が設定されていないもの
- f 事務決裁規程に基づく専決区分を誤っているもの
- g 起案書の決裁欄や見積書に日付がないもの
- h 随意契約の適用条項の誤り及び随意契約理由が不明確となつて

いるもの

このような不適切な事務処理は、規定等を確認せず前任者の事務処理に倣い処理を行ってきたことが原因であると考えられる。

契約事務の事務手続きにおいては、内部統制の観点から、規定等に照らしながら処理を行い、事務が適切に処理されるよう努められたい。

イ 【健康部保健所健康増進課】

(ア) 運営負担金の交付要綱制定について

那覇市立病院へ繰出す運営負担金については、これまで総務省通知の「地方公営企業繰出し基準について」に基づき支出を行っているが、明確な算定方法、交付申請、交付決定等の規程が定められていない。

適正な運営負担金を交付するため、運営負担金の目的及び対象を明確にするとともに、算定方法及び手続等を定めた運営負担金に関する要綱の制定をされたい。

(イ) 病院事業資金貸付金の要綱制定について

病院事業資金貸付金については、貸付要綱を定めてなく、貸付実施の起案書及び契約書において貸付条件を定めている。貸与するのが公金であることから、当該貸付金制度の目的や用途等を定めた根拠規定が必要である。

貸付の要件及び手続を明示することによって適正な貸付を行うため要綱の制定をされたい。

